

衆議院 内閣委員会 議 録 第 八 号

平成二十七年五月二十二日(金曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 井上 信治君

理事 秋元 司君 理事 亀岡 偉民君

理事 田村 憲久君 理事 谷川 弥一君

理事 中山 展宏君 理事 泉 健太君

理事 河野 正美君 理事 高木美智代君

理事 青山 周平君 池田 道孝君

池田 佳隆君 石川 昭政君

石崎 徹君 岩田 和親君

越智 隆雄君 大隈 和英君

岡下 昌平君 鬼木 誠君

加藤 寛治君 神谷 昇君

木内 均君 新谷 正義君

田所 嘉徳君 武部 新君

寺田 稔君 長尾 敬君

藤井比早之君 前川 恵君

松本 洋平君 宮崎 政久君

若狭 勝君 緒方林太郎君

近藤 洋介君 佐々木隆博君

津村 啓介君 山尾志桜里君

小熊 慎司君 小沢 鋭仁君

高井 崇志君 升田世喜男君

輿水 恵一君 中川 康洋君

濱村 進君 池内さおり君

塩川 鉄也君

内閣官房長官 菅 義偉君

内閣官房長官 菅 義偉君

内閣官房長官 菅 義偉君

内閣官房長官 菅 義偉君

内閣官房長官 菅 義偉君

内閣官房長官 菅 義偉君

内閣官房長官 菅 義偉君

内閣官房長官 菅 義偉君

内閣官房長官 菅 義偉君

内閣官房長官 菅 義偉君

内閣府副大臣 平 将明君
内閣府副大臣 西村 康稔君
総務副大臣 二之湯 智君
内閣府大臣政務官 越智 隆雄君
内閣府大臣政務官 松本 洋平君
衆議院警務部長 近藤 博人君
政府参考人 河内 隆君
内閣官房内閣総務官室内閣総務官 山崎 重孝君
政府参考人 藤山 雄治君
内閣官房内閣審議官 榎道 明宏君
政府参考人 蔵持 京治君
内閣官房内閣参事官 笹島 誉行君
政府参考人 武川 恵子君
内閣府男女共同参画局長 策部長 樹下 尚君
政府参考人 鈴木 基久君
警察庁交通局長 高橋 清孝君
警察庁警備局長 稲山 博司君
政府参考人 富山 聡君
政府参考人 佐々木聖子君
政府参考人 岡村 和美君
政府参考人 滝崎 成樹君
政府参考人 滝崎 成樹君

政府参考人 中山 峰孝君
政府参考人 新村 和哉君
政府参考人 三宅 智君
政府参考人 藤井 康弘君
政府参考人 黒田 篤郎君
政府参考人 清水喜代志君
政府参考人 島村 淳君
政府参考人 吉田 雅彦君
政府参考人 室井 純子君

辞任 池田 道孝君 補欠選任 加藤 寛治君
石川 昭政君 松本 洋平君
鬼木 誠君 岩田 和親君
新谷 正義君 平口 洋君
田所 嘉徳君 若狭 勝君
藤井比早之君 池田 佳隆君
前川 恵君 木内 均君
小熊 慎司君 小沢 鋭仁君
中川 康洋君 濱村 進君

委員の異動

五月二十一日

辞任 辻元 清美君

補欠選任 津村 啓介君

同月二十一日

辞任

補欠選任 藤井比早之君

池田 佳隆君 鬼木 誠君

岩田 和親君 池田 道孝君

加藤 寛治君 前川 恵君

木内 均君 新谷 正義君

平口 洋君 石川 昭政君

松本 洋平君 田所 嘉徳君

若狭 勝君 小熊 慎司君

小沢 鋭仁君 中川 康洋君

濱村 進君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
内閣の重要政策に関する件
公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
栄典及び公式制度に関する件
男女共同参画社会の形成の促進に関する件

五月二十一日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
同月二十一日
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出第八号)

五月二十一日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
同月二十一日
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(内閣提出第八号)

国民生活の安定及び向上に関する件
警察に関する件

○井上委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣総務官室内閣総務官河内隆君、内閣官房内閣審議官山崎重孝君、内閣官房内閣審議官藤山雄治君、内閣官房内閣審議官榎道明宏君、内閣官房内閣参事官蔵持京治君、内閣府男女共同参画局人事政策統括官笹島誉行君、内閣府男女共同参画局長武川恵子君、警察庁刑事局組織犯罪対策部長樹下尚君、警察庁交通局長鈴木基久君、警察庁警備局長高橋清孝君、総務省自治行政局選挙部長稲山博司君、法務省大臣官房審議官富山聡君、法務省大臣官房審議官佐々木聖子君、法務省人権擁護局長岡村和美君、外務省大臣官房参事官滝崎成樹君、厚生労働省大臣官房審議官中山峰孝君、厚生労働省健康局長新村和哉君、厚生労働省医薬食品局食品安全部長三宅智君、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長藤井康弘君、経済産業省製造産業局長黒田篤郎君、国土交通省大臣官房技術審議官清水喜代志君、国土交通省航空局安全部長島村淳君、観光庁観光地域振興部長吉田雅彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○井上委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 おはようございます。民主党の

近藤洋介です。

一般質疑の機会をいただきまして、委員長、理事の皆様へ感謝を申し上げます。

早速質問に入りたいと思います。

きょうは、TPP交渉に関連して、甘利担当大臣、菅官房長官、そして西村副大臣にお伺いをしたい、こう思います。

まず、甘利大臣にお伺いをいたします。

TPP交渉は、本日に、マラソン交渉といましようか、大変長い期間この交渉が続いているわけでありまして。報道によると、安倍首相の訪米もあり、交渉も、訪米の際には大きく前進した、こういうふうな報じられましたし、日米の差はかなり接近した、大詰めを迎えている、こういう報道もございました。

直近の状況をいえば、今現在、グアムで首席交渉官の交渉が続けられておられますけれども、他方で、米国会議会の状況、TPA、いわゆる貿易促進権限法案でしようか、こちらの状況の見通しが非常に厳しくなっているという報道もあります。したがって、月内の閣僚会合は難しいのではないかとといったことも伝えられております。

この夏に向けての、オバマ政権下の合意に向けて、本日に今ぎりぎりのところかとは思いますが、でありますけれども、担当大臣として、現状はどういった状況にあると御認識をされていらっしゃるのですか。

○甘利国務大臣 先般、日米の閣僚会合を行いました。未明まで続いた閣僚会合、そのほとんどはワン・オン・ワンで、バイで行ったわけでありまして。

今回、日米が大きな山を越えることができなと、なかなか十二カ国で決着をつけるということ

は難しいと双方感じながら取り組んでまいりました。まだ決着がついたわけではございませんけれども、

大きい山は越えたというか、越えつつあるのではないかとこのように思っております。

十二カ国の閣僚会合を開く前提として、TPP十二カ国のGDPのシェアの八割を占める日米の

見通しがつかないと、開いても決着が難しい、これが一つ。

もう一点は、アメリカ議会のTPA法案が成立をしないと、つまり、先生御承知のとおり、普

通、各国は、条約の交渉権限というのは内閣が握って、議会にかからないという国と、内閣が握って、議会はその結果を承認するか否決するかを採決を決めるという、この二種類がほぼ全てだ

と思えます。ただ、アメリカだけが特殊な関係があつて、規制権限が議会にある。でありますから、他国と同じように、議会にかける場合にもイ

エス、ノーの二者択一というふうにするための法案がTPA法案だというふうな理解をいたしてお

りまして、それが整わないと、妥結をしたはいいけれども、また修正がかけられてということにな

ると、リオープン、いわゆる蒸し返しになりますから、これではいつまでたつても決まらないとい

うことになります。

日米が決着、見通しがおおよそつくということと、それからTPA法案が成立をするという、この二つが大事な前提になつてくるのではないかと

思います。

日米は見通しがつきつつあります。TPAは今、上院で審議がなされていまして、まだいつ

ということが明確に決まっているわけではありませ

んが、進捗しつつあると思えますから、こちらの見通しがつけば閣僚会合は開けると思えます。と

いうことは、来週からの閣僚会合は事実上延期せざるを得ないというふうな理解をしております。

○近藤(洋)委員 これまでの努力もあつて、中身の、日米間の交渉自体は相当見通しがつきつつあるというか、距離感が近づいているという御答弁でございまして。

けれども、我が国からすると、譲歩せよという話になつてしまえば全く意味のない話になりますので、それができるまでは開けないという御判断もそれは当然だろう、こう思うわけでありまして。

そこで、大臣に伺いたいんですが、過日、米国のパウエル国務長官ら、これは米の軍の関係者の方々というんでしょうか、大物のOBの方々が、

TPP交渉の妥結合意は安全保障の観点からも重要である、したがって合意を支持するという意見表明を米国において行つた、こう報じられてお

ります。

交渉担当大臣として、この意見表明に対してどのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。これは軍関係者ですから外交ということなん

でしようけれども、交渉担当大臣として、日米間にTPP交渉が与える多面的な効果について、ど

ういうふうな大まかお考えか、お答えいただけますか。

○甘利国務大臣 二つの点が言えると思ひます。

一つは、TPPという通商経済の交渉を通じて、およそ民主主義国家が共有する価値観がル

ルとして根づくことが大事。つまり、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、今、TPP参加国

はこういう共通の価値観で新たな通商ルールのベースをつくらうとしたしているわけでありま

す。これが、アジア太平洋地域、これから東アジアの国がさらに参加表明をしてきつつあります

し、して行くであろうと思ひます。そういうところ

に根づいていくということ、それからもう一点は、やはり世界最強国のアメリカのプレゼンスが東アジアにしっかりと位置づけられるとい

うこと。

この二つは、経済、通商の範囲にとどまらず、外交、安全保障上の安定要因になる、アメリカのプレゼンスがしっかりと根づくことが安定要因になるというふうな考えております。

○近藤(洋)委員 そうした大変幅広い意味で意味のある交渉だろうと、私も共通の認識に立つわけ

でございます。

そのＴＰＰ交渉でありますけれども、この交渉の現状について、先日この委員会でも西村副大臣にお伺いをしたのですが、これはやはり極めて重要な点なので、きょうは担当の甘利大臣、そして内閣のかねめである官房長官にもお伺いをしたい件が、どうしてもお伺いしたいので、あえて伺います。

これは、五月四日の、西村内閣府副大臣がワシントンにおけるナショナルプレスビルで行った記者会見でございます。委員長のお許しを得て資料を配付させていただいておりますけれども、この記者会見の様子は、この別紙のとおりであります。

要点は、日米間でさまざまな差異は、議会の差はあれども、議員にテキストへのアクセス権を認めている。ＵＳＴＲは対外的に情報を出さないという条件で議員にテキストへのアクセスを認めているということを確認した、日本でも、戻ってから相談するが、来週以降、テキストへのアクセスを国会議員に認める方向で少し調整したい、日本の場合は守秘義務がないので、どういうルールでどういうやり方をするか少し詰めないといけないが、検討したいという、これは発言そのものでありますけれども、西村副大臣は会見の冒頭にこのことを発言されております。

クエスチョン、それぞれ記者から言われて、与野党問わずにかと言われたら、そうですと言ったことであるとか、さまざまな記者からの問いかけに対して的確にいいましようか、この時点では明快にこの情報開示についての論点を西村副大臣なりに整理をして、その課題克服に向けて取り組みたいといった旨の会見をされております。

この条件つきで情報開示するといった方向、これ自体は、私も民主党も、情報開示の法案を維新さんと一緒に共同提案をしている立場上、極めて関心事でありますし、この方向はすばらしい発言であると歓迎をしたわけでありまして。私自身も、この場でも何度も情報開示の重要性を指摘しておりますから、さすがは西村副大臣である、

こう受けとめたわけですが、残念ながら、その後、撤回をされました。

これだけきつと発言をしながら撤回をされるというのは、責任ある副大臣の行動としては異常なことであると考えますが、まず、甘利大臣は、西村副大臣のこの発言についてどのように受けとめて、そしてその後、どのように大臣として副大臣に指示をされたのか、お答えいただけますか。

○甘利国務大臣 連休中に、アメリカから私の携帯に連絡が入りました。西村副大臣からの連絡でありました。それは、日米の違いを踏まえて、違いはあるんだけれども、何かできることがあるか検討してみようという話をしましたという連絡が来りました。私は、とにかく、国会での要求に対して何ができるか考えるのは当然やるべきこととは思いますが、日米の仕組みに違いがあるのはよく踏まえてくださいと言いましたら、それを踏まえてそういう発言をしましたということでありました。

その後、報道が、そうではない、私が西村さんから連絡を受けた趣旨と違う報道になっていたと感じました。

毎晩、番記者さん方が、私が帰ってくると取り巻かれていろいろぶら下がり求められるのでありますけれども、その際に、あなたの方の報道は西村副大臣が私に連絡してきた内容とちよつと違うよ、日米の差があつて同じことはできない、けれども、何ができるか考えてみるみたいな話が電話で私のところに来ましたが、あなたの方の報道は全然違う報道になっていないのかということ言いましたら、いや、我々は報道のような理解をしましたと言われたものですから。

翌日から翌々日だったと思いますが、こちらから電話を入れました、何か、あなたが私に言ってきたことと日本の報道がちよつとずれているみたいなので、誤解を生んでいるみたいですよと言いましたら、自分もそういうことを承知したので、そういう意図ではないという会見を行いましたという返事でありました。これから

丁寧な自分の趣旨を説明したいと思ふますということなので、ああ、それなら誤解は解けるでしょうねということ電話を切ったということが経緯でございます。

○近藤(洋)委員 大臣、御丁寧に御説明をいただきましたが、まず、だとすると、このきょう添付をさせていただいている資料は、これは政府側から出された議事録でございますけれども、この議事録に書かれている中身、これは報道ではございませぬ、議事録であります、この議事録で書いている西村副大臣の発言、これそのものは、大臣から見て違和感はなく受けとめられる内容ですか。

要するに、一定の条件はつける、日米の差はあれども、どういう条件をつけるかは別にして、国会とも相談しなければいけないけれども、与野党を問わずにドキュメントを、ここで言うところのドキュメントですね、ドキュメントを見せると。見せるということもここで明確になっておりますが、ドキュメントを見せると。もちろん、米国と同等に見せるかどうかは別にして、何らかの形で見せるということは、ここは明確なんです。どういう条件をつけるかは別にしてですね。これは与野党を問わず合意前に見せると。合意後に見せるというのは意味がないので、合意前に見せるという、この発言については、これは大臣、違和感はございませぬか。報道ぶりではなくて、この発言そのものについてはいかがでしょうか。

○甘利国務大臣 会見議事録は、その後私、手に入れました、読ませていただきました。

西村副大臣が最初にアメリカから私にかけてきた電話の趣旨とこれを照らし合わせると、若干踏み込んで、言葉が走ってしまった部分があるかなという印象は持ちました。

ただ、副大臣も、所管大臣として、この秘密保持契約の重要性を知りながら、国会で与野党の皆さんからの要求に何とか、どこまで応えられるんだらうかという、私から見ると丁寧で親切な思いが、言葉がちよつと走ってしまったのではないかと

というふうに通じておりますし、野党の皆さんもそういうふうに通じているだけあればありがたいなと思ふます。

ただ、それをそっくり読んで、電話の話とすると、若干言葉が走ってしまったかなという印象はあります。

○近藤(洋)委員 この点については、西村副大臣も、やや気持ちが先行してという御答弁もされております。

ただ、この発言自体は、そのまま素直にいけば、少なくとも事実は明らか、方向は明らかで、検討したい、来週以降、帰国した後検討したい、そして、それは国会議員にドキュメントを見せる、条件をつける、条件つきながらも見せる、そして、その方向で事務方で検討したいという方向なんでしょう。

まあ、走ったか走らないかは別にして、この方向については、大臣、御検討をいただける、こういう認識なんですか、今。

○甘利国務大臣 内閣委員会と農水委員会の連合審査の席で、私に野党の委員から、質問者から、何ができるか少し検討できないのかという話がありました。私は、あの時点で、非常に悩ましいことでありまして、何が、何ができるかは検討してみますという答弁をさせていただきました。その後、五月の一日だったと思うんですけど、テキストの概要といひますか、それを公表させていただきますました。私が国会で何ができるか検討してみますと申し上げて、それを受けて、五月一日に、ああいう形で発表させていただきました。西村副大臣は、米国で、さらにその後、何ができるかということ自身なりに考えてみたいというお話だったと思ふます。

これは、日本だけで決めるということができないことでもあります。現に、寄託国のニュージランドからは内々に、きちんと秘密保持契約、御承知の上なんですけれども、水面下で注意が来ているということもあります。これは、要するに、相手の事情があつて、交渉中で、相手の国

としては、そういうところまで行っている行っていないというところを、まだ国内的に知らしめられないところがあるわけです。そうすると、それによつて交渉が、まとまるものがまとまらないということも、可能性はないと思ひます。でありますから、関係国がかなりびりびりしているんだと思ひます。

これから妥結をし、署名をしという手続がありますが、そのどの段階でさらに踏み込んで何ができるかというのは、日本だけじゃなくて、関係国とやはり相談しなければならぬと思ひます。ですから、そういう意味では、全体の理解が進めば、この間、テキストの概要を発表させていただきましてけれども、それからさらに踏み込むことができるのかどうか、見通しがついてくるのではないかと一うふうに思ひます。

○近藤洋委員 菅官房長官、お忙しいところ済みません。

どうもちょっと甘利大臣、若干歯切れが悪いと思ひますね。甘利大臣も、本来は情報開示が必要だと思ひをお持ちの大臣だと思ひますね。もちろん、交渉の難しさは知つていらつしやるから。ただし、ここまで大詰めになつてくると、やはり国民の理解なり議会の理解というのが必要だと必ず思ひられているはずなので。そういう中で、なかなかここまで歯切れが悪い。しかも、専門家の西村さんがここまで踏み込んでいることが、ここを全くストップしてしまうというのは、やはり異常事態だと思ひますね。

そうなるのは、やはり私は、何らかの動きがあった、それは内閣のなかめである官房長官が相当高されたのか叱責されたのか、何かされたのかと勘ぐつてしまふんですね。一部報道には、菅官房長官が叱責をされた、こういう報道もあるんです。あんまり僕は菅長官が叱責するのは想像がつかないんですが、ただ、叱責された、こういうふうに報道もあります。叱責されたのかどうか、会われたときに相当厳しく注意をされたんですか。

いずれにしても、副大臣がここまで言つて混乱されたというのは、これは非常に恥ずかしい話ですね。恥ずかしい話だと思ひます。それは恥ずかしいだけでは済まないと思ひますが、まず何らかの注意は行つたのか。そして、現時点で、副大臣がこういった混乱を、私に言わせれば混乱だと思ひますが、招いたことについて、内閣のななめとしてどのように受けとめていか、御答弁いただけますか。

○菅官房大臣 私自身、実は報道で西村副大臣の発言を承知しました。見た瞬間に、誤解を生んではまずいというふうに思ひました。それは、まさに今、甘利大臣が答弁されましたけれども、それぞれの交渉参加国が秘密保持の契約に合意した上で進めている、そしてまた、甘利大臣から、各委員会やさまざまな場所とだけ情報開示をすることができるとか非常に悩んでいましたので。

ただ、残念ながら、アメリカと日本は仕組みが完全に違ひますよね、委員御承知のとおり。通商の権限は米国は連邦議会にあるわけですから、そして罰則も極めて厳しいものがある、そういう中の米国と、日本は違ひますので。

ただ、報道はその一部分だけよく切り取られて報道されることがありますので、私は甘利大臣に、誤解されるんではないか、そこはなんですかという話を電話で話しました。甘利大臣も同様の認識でありました。

そして、西村副大臣が米国から帰国をして、一連の経過について報告を受けました。本人から、伝え方が悪く誤つた印象を与えてしまったことから、翌日ですか、記者会見で撤回をした、そういう報告を受けました。そういう意味で、誤つた印象を与えてしまったことについて深く反省をしては、発言には十分注意するように、そういうことを申し上げました。

○近藤洋委員 報道を見た時点で、官房長官としては、うん、これは、こう認識をされ、甘利大

臣と協議をされ、そしてその旨が甘利大臣から西村副大臣に行つた。そしてその後、個別には注意をされた、こういうことですね。わかりました。さはさりながら、この重要局面にありますから、私は公開の必要性はあると思ひてゐるんですが、官房長官、記者会見ですので、どうぞ離席していただいて、早目に。(菅官房大臣)会見、大丈夫です(と呼ぶ)会見、大丈夫ですか。そうですか。それでは、ちょっと一点、済みません、時間まで。

甘利大臣、事実関係だけ。このTPPの情報、はいわゆる特定秘密には指定をされておりますか。ないしは、される可能性はございますか。

○甘利国務大臣 現時点で指定されておりますし、今後も指定されることはないと思ひます。

○近藤洋委員 いずれ最終的に公開されますからあれですが、では、途中の段階の文書も特定秘密に指定するということはございせんか。確認です。

○甘利国務大臣 ありません。

○近藤洋委員 ありがとうございます。

そうですね、特定秘密の要件には、この添付資料の二枚目にありますけれども、この要件を見れば、TPPを特定秘密に指定するのは相当無理がある、ここを素直に読んでも。冒頭ちょっと、安全保障上と幾らパウエル国務長官等が、日米関係と言つたところで、それを使つてこれに指定するのも相当無理があると思ひるので、それは賢明な御判断だろうと思ひます。

特定秘密ではないというレベルの話だとすると、各国間の取り決め、こういうことだと思ひますね、要するに政府が出さない理由は。だとすると、しかし大臣、ちょっとこれは考え物で、要は、日本はまず公開をちゅうちよする理由として、日米間という、違ひはおつしやるけれども、国会法百二十二条で既に懲罰規定があるわけでありまして、これは除名という一番厳しい懲罰規定を我が国も持つておりますから、院においてきちんとルールを定めて懲罰にかければ、これは

きちんとした罰則が科せられる。刑事罰がないと言ひけれども、米国でも現実、訴追されたケースはございせんから、米国も刑事罰は科されていらないのでありますから、これは日米間の制度上の差はありせん。守秘義務は院において整備をすればよい、こういうことだろうと思ひますから、日米間は、ルールをつくれれば差はなくなる、こういうことでもあります。唯一の違ひは、立法院との違ひ、これは政府のたてつけの問題でありますけれども、そういうことだと思ひます。

もう一点、大臣、仮に日米間の合意が成立し、交渉が進んだ場合、米国のルール、いわゆる九十日前ルールというんでしょうか、これが適用されると、一つ間違つたところ、場合によつてはUSTRが先に公表してしまう。米国政府が公表して、日本国民はUSTRのホームページでドキュメントを見ようという摩訶不思議な事態に陥りませんか。これはいかがなものでしょうか。この時点は非常におかしいと思ひますね。その辺のハートナイズも図らなきゃいけないんじゃないでしょうか。

やはり、TPPというのは、そういう公開のルールも多国間で交渉して足並みをそろえるというの、私は大きな目的だと思ひます。私は、日本の国会議員のみならず、日本国民がUSTRのホームページにアクセスして交渉を知るなんというの、これは大問題だと思ひますね。ここはやはり改善すべきであるし、大至急情報公開を具体的に着手すべき。決着が近いというのであれば、九十日ルールも目前になりますので、具体論を急ぐべきだと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。いつまでに結論を出されますか。

○甘利国務大臣 九十日ルールというのは、いついつ署名しますというのを議会で九十日前に通告します。開示は、六十日ルールです。署名の六十日前には、まず妥結が当然あります、妥結でこれでもいいですということになつて後、各国が署名するわけですが、妥結後、署名から逆算して六十日には開示をしますという米側の対応で

す。

これは、御指摘のとおり、ああ、そうですかだけで終わるわけにはいかないと思います。日本国民あるいは議会がUSTRのホームページにアクセスして一生懸命知る、そういう事態は避けなければなりませんから、そこは他の十一カ国とアメリカと調整をしなければならぬというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 情報開示の必要性があるということ、菅官房長官もぜひ御認識いただいて、政府において取り組んでいただきたいということを申し上げて、時間ですので、質問を終わります。

○井上委員長 次に、長尾敬君。

○長尾委員 自由民主党の長尾敬です。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

オリンピックを五年後に控え、現在、日本に外国の観光客の方々がたくさんいらつしやっております。大変好ましいことだというふうに思っております。また、安倍内閣も、二十五年度の十二月十日に、創造戦略の中で、世界一安全な日本、これを閣議決定している。同時に、物事には光と影、陰と陽がございますので、テロやあるいは犯罪のターゲットになる環境という見方も恐らく出るのではないかなというふうに思っています。

外国人の犯罪の問題、また温床になっているんじゃないかということについて、ちよつと議論をしていきたいと思います。

来日の外国人の犯罪の検挙数は、全体的にも、平成十六年は四万七千人以上あったんですが、現在は一万五千人に、警察の大変な御努力で減っているというところは事実。刑法犯、つまり凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、つまり我々の日常にかなり近いところにある犯罪が全体の六三・五%で、いわゆる入管法にかかわる部分は二五%と、ちよつと低いというのが、私は、いただいた資料で意外だということふうに思いました。つまり、実際、来日の場合でも刑法犯の方が多い。

また、在日外国人の犯罪の検挙数においては、

当然、入管法についても四・九%で低い。相変わらず、やはり刑法犯については七七・一%ということ、非常に高い状況になっているというところにあります。

そこで、矯正局にお尋ねしたいんですが、検挙されて裁判を受けて、収監、いわゆる刑務所に服役するという外国人の受刑者数についてちよつとお尋ねします。

○富山政府参考人 お答えいたします。

平成二十六年末現在の速報値についてお答えいたしますが、刑事施設に収容中の受刑者、全体では五万二千八百六十人おりますが、そのうち、来日外国人受刑者が千八百八十二人、来日外国人以外の外国人受刑者が九百六十六人となっております。

○長尾委員 今回のいただいた数字は、実は、今回初めて明らかになった数字というふうにお聞きしております。

つまり、合わせて二千八百四十八人ということになるわけですが、服役者の総数の中で大体五・四%ということになりますね。ちよつとあらあらの乱暴な比較になりますけれども、日本の人口が一億二千万人いて、うち、仮に在留外国人の方が二百二十万人いたとすると、全体の一・八%。刑務所の中では五・四%。日本も国際化という雰囲気になってはきていますが、刑務所の中もちよつと国際化しているという部分は深刻な状況として受けとめる必要があるかなというふうに思っています。

そこで、これこそが犯罪の温床ということまで言う気はありません。一つの懸念材料として、外国人の技能実習制度。

本来であれば、これはいわゆる開発途上国に対して日本のすぐれた技術を移転するために行うというのが建前でございますが、現実には、受け入れた企業の方がちよつと人権侵害的なことをしてみたり、これもまたいろいろな表と裏があるという状況の中で、私がちよつと深刻に思っているのは、正規に技能実習生として入国をされた方々の

中で、途中で失踪をするという方々、何人ぐらいいるか。どの国が一番多いか、全体の約何割かというところを御答弁ください。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

平成二十六年における技能実習生及び研修生の失踪者は、四千八百五十一人でございました。このうち、中国人が、三千六十五人、約六三%と最も多くなっております。

○長尾委員 平成二十二年からの累計になりますと、いただいた資料だと一万三千二百五十一人ということになります。

つまり、非常に崇高な理念のもとにつくられた制度が、失踪ということとは、どこへ行つたかわからない、何をやっているかわからない。

例えば、難民申請を繰り返すことによって、申請をして、自分は、申請中は違法ではありませんから就業が認められていますので、そこで、不法ではないこういう形で就労で日本国内に滞在する。この場合はネパールの方が一番多いらしいんですけれども、一番多い方で六回も申請している。一回の申請をして、結果が出るのが大体平均二年五月月ということ、物すごく時間がかかるので、かなりにわたって長期間滞在できる。この間に、いろいろな口コミで、こういう仕事という名の犯罪の入り口にいざなわれる可能性というのは、私は大いに懸念するべきところだというふうに思っています。

中国が多いのは、やはり入国実習生自体が多いので、分母に比例しているということ、承知しております。

そこで、今般、この通常国会の中で、法務委員会のか厚生労働委員会のかということ、なんですが、この技能実習制度の改正を予定しております。

本来、政府間の取り決めがない状態でこの技能実習制度が行われています。保証金を徴収している等の不正な送り出し機関の存在を、見直し後は、送り出しを希望する国との間で政府間取り決めの順次作成することを通じ、相手国政府と協力

して不適正な送り出し機関の排除を目指すという資料をいただいています。

この排除の中に、いつも送られている送り出し機関、こはいつも失踪が多いということ、この排除の対象になるんでしょいか、対象外なんでしょう、あるいはそれを検討しているんでしょいか、御答弁ください。

○中山政府参考人 お答え申し上げます。

先生おっしゃるとおり、現在、技能実習制度につきましても、法律を提出いたしまして、制度の適正化に向けた見直しをやっております。

その一環といたしまして、実習生に保証金等の不当な金銭を要求する不適正な送り出し機関の排除を目的として、送り出し国との間で国レベルの取り決めを行うなどの対応を予定しております。

先生が御指摘いただきました失踪者対策でございますけれども、それも国レベルの取り決めを行うという交渉の中で協力を求めることもあり得ると思っております。

国レベルの取り決めでございますので、相手国がございまして、今確認することは申し上げられませんが、いずれにいたしましても、厚生労働省といたしましては、外務省及び法務省と連携して、先生の御指摘を踏まえまして適切に対応していきたいと思っております。

○長尾委員 あり得るという御答弁をいただきました。ぜひそうしていただきたいと思えます。

そして、ちよつとお手元の資料をこらんいたきたいんですが、これは池袋や新宿のフリーペーパーの広告なんです。

新しい温床じゃないかなという部分なんですけれども、黄色のところ、左上のところをよく見ていただきますと、「ビザの切れた方、なり済まして入国した方、氏名生年月日の書き換えで」云々ありますが、「状況により逮捕経験者でも可能」、つまり合法的に在留できちゃうという状況ですね。留学生の出席率や単位の不足までこういう事務所はやるのか不思議なんです。右、上、「在日ライフの素晴らしい参謀となるでしょう。」とい

うようなチラシが配られています。
こういった、いわば悪徳業者のようなもの存在を認識されていらつしやるのか。あとは、それに対する対処はどのようにされていらつしやるか。

○樹下政府参考人 御指摘のように、外国人向けフリーペーパーなどに犯罪を助長するかのようない行政書士による広告が載せられ、繁華街、歓楽街等で配布されている状況があることについては、警察としても把握をしているところでございます。

警察としては、これまで、行政書士が来日外国人による在留資格変更のために電磁的公正証書原本不実記録等の犯罪を敢行した事案などを検挙しているところでございます。

いずれにせよ、引き続き、幅広く情報収集を行い、違法行為に対しては厳正に対処してまいりたいと考えております。

○長尾委員 この電話番号は消えていますけれども、電話をかけますと、もうそこになかったりとか、イタチごっこですと、ぜひ厳正に対処していただきたいと思ひます。

あと、警察の大変な御努力によって、あるいは入管の御努力によっていわゆる犯罪らしきものはどんどん減っていつていることは事実なんです。が、逆に、成り済まし入国、つまり合法ではない、つまり堂々と、かの国において成り済ましで本物のパスポートで入国してくる。船に乗って入国、不法に入ってくるような時代じゃなくて、堂々と、場合によっては飛行機に乗って、ファーストクラスに乗って入国してくるというパターンがあるんですが、こういうものというのは実際検挙できるんでしょうかね。

○樹下政府参考人 御指摘の、他人に成り済まして我が国に入国、滞在する外国人の検挙につきましては、例えば平成二十六年中には、別件の窃盗事件を端緒といたしまして、他人名義のスリランカ旅券を使用して不法入国し、日本に不法に留まっていたスリランカ人を検挙した例、また、入国管

理局からの告発により、他人名義のスペイン旅券を使用して不法入国したイラン人を検挙した例を把握しております。

今後とも、引き続き、幅広く情報収集を行うとともに、入国管理局との連携を強化し、同種事案の取り締まりを推進してまいりたいと考えております。

○長尾委員 検挙されて初めてその存在がわかります。実際に、警察の現場の方のお話ですが、どうも怪しい、しかし、出されたパスポートが本物であれば、これはもう職質において検挙できないというような状況にあります。二回、三回成り済まして入れば、カメラやなんかで多分チェックできると思ふんですけれども、初回、物事は一番最初が肝心でございます。

最後に、大臣、世界一安全な日本、今でも世界一だと思ふんですが、総理はもつと上を目指していらつしやるというふうにご認識しておりますけれども、やはり警察だけじゃなく、入管や厚生労働省、あるいはほかの省庁との連携もなければ、この創造戦略にあるものがしっかりと実現できないというふうにご思ひしております。

以上の話をお聞きいただいて、大臣の御所見をいただきたいと思ひます。

○山谷国務大臣 今後、我が国に入国、滞在する外国人の増加が見込まれる中、国民の安全、安心を確保するとともに、外国人の方にも安心して滞在いただけるように、関係機関が連携して、テロ対策を含む治安対策に万全を期すということがますます重要であるというふうにご考えております。

二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等もございします。水際対策や犯罪の取り締まりなどの諸対策が適切に講じられるようにするために、今後とも引き続き、法務省入国管理局、厚生労働省等の関係省庁と積極的な情報交換を行うなど緊密な連携を図り、しっかりと世界一安全な国づくりのために努めてまいりたいと思ひます。

○長尾委員 技能実習制度の改正や入管法の改正

というのは内閣委員会であるという雰囲気ではなかったもので、あえてここで取り上げさせていただきました。

例えば、先ほどの成り済ましの入国についても、担当大臣でいらつしやるいわゆる拉致問題についても、あるいは北朝鮮の一連の、例えば大韓航空の問題であるとかいうことについても、現にそういうものがある。しかし、繰り返しますが、それが明らかになったときに初めてそれを知る。では、成り済ましパスポートで何人ぐらいの人間が入国しているということは、現在わからないわけでありまして。わからない部分を決して放つていくということではないと思ひますが。

繰り返してまいります。今この局面で、本当に、きょうは犯罪だけではありませんが、やはりテロ対策という部分においても同じような、どこにでも切り口はあろうかというふうに思ひますので、国家国民のために万難を排し、治安維持に努めていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○井上委員長 次に、神谷昇君。

○神谷委員 自民党の神谷昇でございます。質問の機会をいただきました、心から感謝申し上げます。

私の地元にあります関西国際空港も、開港して以来、はや二十一年でございます。我が国初の二十四時間空港、そしてまた海上沖五キロ、環境に優しい空港、地元と共存共栄できる空港として華々しく開港したのでございますけれども、地元の期待に十分に当たっているとは言いがたい状態でございます。これからの泉州を展望いたしますと、やはり関空を中心に、基盤として、泉州の町づくりをいかに進めていくか、活性化をしていくか、これが大きな課題でございます。

そのときに、時あたかも、国は観光立国を目指し、ビジット・ジャパンを掲げて、ビザ要件の緩和、そして免税店の拡大など、外国人観光客の増加を非常に積極的に進めてこられました。高く評

価をしているところでございます。

それと相まちまして、相次ぐLCCの就航、そしてまた円安が重なってまいりまして、当初の目標でございました一千万人、はや一昨年に達成をいたしました。そして昨年は三割増し、そしてことしは、一月から三月まで、昨年の四割増しということ、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの目標でございました二千万人に達するような勢いでございます。

このような中で、新たな展開、戦略の構築が必要ではないかというふうにご考えているところでございます。

私は、つい先日、台湾の大使館の方とお話しする機会をいただきました。その方は、ゴールデンルート、主要ルートはもう見飽きた、私は今治市のタオル工場へ行ってきた、大変よかった、それでタオルをたくさん買ってきた、そういうお話でございました。もつと地方の魅力を発信してほしい、それで地方に免税店をふやしてほしい、こういうことではございません。

そういう観点から見ますと、泉州には、今、世界遺産登録を目指しております仁徳天皇陵を初めとする古墳群。そして、だんじり祭り。岸和田城。岸和田城の中庭に、あの昭和の天才的庭師重森三玲作の八陣の庭がございます。これは三国志の世界、諸葛孔明の世界であります。

和泉市には、葛の葉伝説、実は安倍晴明さんのお母さんは白ギツネであったという伝説がございます。「恋しくばたずね来て見よ和泉なる信太の森のうらみ葛の葉」。こういうお話をお聞かせすと、日本人そして外国人の方も、一度行ってみたい。葛葉稲荷神社に行ってみたいと思われる方は、私におっしゃってください。宮司さんが同級生でございますので、親切に案内をさせていただきますというふうなことです。

それ以外にもいろいろございます。工場を見学したいという方には、タオル工場ももちろんありますし、そしてまた毛織物工場、そして、だんじりの工房、そしてまたルールをつくっている工

場、いろいろな工場があるわけでごいまして、これらの地方の魅力、そしてそういう工場群を体系立てて整理をして、そして国と一致協力して世界にアピールしていく、それが今求められているのではないかと。

そして、外国人観光客、ゴールデンルート以外にそういう地方の魅力を発信していただいて、そして地方に行きたい、そして泉州は、そういうことを国と協力しながら、泉州に来てもらいたい、そういうことが今、地方の活性化につながり、国の進めている地方創生につながっていくのではないかとというふうに考えておりますが、国交省の見解をお尋ねしたいと思います。

○吉田政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、今後、外国人観光客の増加の効果を地域に波及させていくためには、いわゆるゴールデンルートあるいは東京周辺に集中している外国人旅行者を、全国津々浦々、各地域に呼び込んでいくことが重要と考えております。

そのためには、城跡や歴史的な町並み、地域の食など、各地域に豊富にある、地域の皆様が気づいていない魅力を徹底的にブラッシュアップして、日本ブランドとして内外に発信していくことが肝要と考えております。その上で、魅力のある複数の地域が連携をして、点から線、線から面へとネットワーク化して、海外に積極的に発信していくことが重要です。

あわせて、無料WiFi環境の拡充、多言語対応の強化など、外国人受け入れ環境の整備を促進していくことが重要です。

また、地域の大きな魅力であります特産品や伝統工芸品をより多く買っていただき、地域における旅行消費の拡大を図るため、本年四月一日から開始しました免税手続カウンターの活用も促し、地方での消費税免税店の拡大に取り組んでまいります。

今後とも、観光庁といたしまして、こうした地域の取り組みを全力で支援し、外国人観光客の方への誘客を推進してまいります。

○神谷委員 ありがとうございます。もう二十万人が目標でなくなりました。新たな三千万人を目標にして、一層地方と連携して展開をしていただきたいと思っております。

そう考えてまいりますと、泉州地区を考えますと、やはり外国観光客の方が来やすい状況をつくっていかねければならない。そこへ行くにはどうして行つたらいいのか、バスに乗るのか、鉄道に乗るのか、いろいろになつてまいります。そういう面から見ますと、インフラ整備が大変重要となつてまいります。

実は、最近伺つたお話でございますけれども、北川国交副大臣と太田大臣がお話をされた中で、大阪はインフラ整備が大変おこなわれている、こういうことでありまして、大臣も実感として認識をされているわけでありまして、

今、国の方は、LRTまたバスを利用した地域公共交通システムの再構築を強力に進めておられまして、これは大変よいことだと思っております。

それ以外にも、泉州の課題といたしましては、幹線道路の整備、これがまたおこなわれております。鉄道の高架化、これもおこなわれております。そしてまた、岸和田市民等々が待望しております、最近、南海電鉄さんが購入いたしました泉北高速鉄道の南伸など、本当に多くの課題を抱えておりまして、これらのインフラを整備するためには多くの時間と多額の費用がかかるわけでございます。

一気にこれは進めることはできないかもしれませんが、せんでいども、やはり地元の願いをしっかりと国が捉えていただまして、そして、国、府、そして地元の市、町と一体となった取り組みの中で、外国人観光客の方がより泉州に来やすい状況をつくっていかねばいけないと思っております。その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○清水政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘ございましたように、観光資源と地域の特性を生かしていくためには、インフラを初めとした町づくりというのは非常に重要であ

るといふような認識でございます。国土交通省といたしまして、積極的に支援を行っているとところでございます。

今後とも、地方公共団体からの御要望等も踏まえまして、地域の特性を生かした、地方創生にふさわしい町づくりを積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神谷委員 ありがとうございます。

大臣もその辺を認識されているわけでございますから、ひとつ積極的に府、地元を進めていただきたいというふうに思っております。

そういう中で、今お話ししたように、インバウンド二十万人超えが間近になつてまいりました。

新たな目標三千万人を構築しながら、いかに展開していくか。その中でやはり心配なのは、先ほど長尾議員もおっしゃっていました、ちよつと違った観点でございますけれども、私は感染症に対する危険を非常に感じておるところであります。国内の二十一空港がもはや海外と非常に交流を深めてきております。そういうことから考えますと、感染症、すなわち、外国から感染症を持った方が入ってくる時にどうしていくかということでありまして、

日本は非常に、物事が起こらなければ危機管理体制ができないということがございまして、四年前の東北大地震の折でもそうございました。東北電力は、津波を十四メートル強と考えると、あの津波から免れた。ところが、東京電力は甘く考えて、あのような津波災害に遭つたわけでありまして、

そうしますと、私が考えますのは、例えば空港。空港に大型飛行機が入ってきました。そのフライト途中に、感染症が表に出てきた、熱が発症してきた。そして、その患者さんが例えば関西空港に着いたとしましょう。そうすると、その患者さんをCAあるいは地上勤務員がわつと介抱しに行く。そのときにその患者が嘔吐したとしましょう。そうすると、嘔吐物が数人の乗組員にかかっ

てしまった。さあ、大変であります。この方が仮にエボラ出血熱であつたとしたら、五人や六の方が介抱に向かうわけですが、その方が全て感染をされる。

そうしたときに、その感染したと思われる方を高度安全病床に至急に運ばなければいけないけれども、関空の直近には二つしかないんですね。地方空港を見ますと、全くそれができておられない。そしてまた、そういう特定感染症指定医療機関が日本には三件、東京、千葉、大阪しかない。ほかには全くない。もつと恐ろしいのは、第一感染症指定医療機関がないところもあるんですね。この体制のおくれ。

現実にはこれは起こっているんです。例えば、中国からシンガポールに向かった二〇〇三年の二月、アメリカからの観光客がSARSにかかつて、SARSとはそのときはわからなかつたけれども、SARSにかかつて、ハノイに緊急着陸した。そしてハノイの病院で治療を受けた。医師、看護師が数名、感染して亡くなつたんです。これはもう現実に今あるわけです。そういう体制が今できていない。

ですから、関空を初めとする国際空港の検疫体制、そしてまた、高度安全病床はどうなっているのか、アイソレーターつきの、車椅子がどうなっているのか、それとも救急車があるのか、そして地方はどうなっているのか、その辺につきまして御答弁を賜りたいと思っております。

○新村政府参考人 今、感染症指定医療機関についてお尋ねがございました。

第一種感染症指定医療機関につきましてはまずお答え申し上げます、厚生労働省としては、全ての都道府県に第一種感染症指定医療機関が整備されるべきと考えておりまして、これまでも未指定の県に対して要請を行つてきたところでございます。

今般の西アフリカにおけるエボラ出血熱の発生を受けまして、未指定の七県には改めて早期の指定に向けて要請を行っております。その結果、五

県からは第一種感染症指定医療機関の整備計画を提出いただき、整備に要する費用に対する国庫補助の内示も行ったところでございます。残る二県につきましても、県内での調整を終え、早期の指定に向けて現在整備を進めているところでございます。

また、特定感染症指定医療機関につきましては、御指摘ありましたように、これまで全国で三カ所の医療機関を指定しております。関西空港の近くではりんくう総合医療センターが指定されており、これに加えまして、国際旅客数の多い中部国際空港があることを踏まえまして、愛知県内の病院におきましても特定感染症病床の整備を行ったところでありまして、今後、特定感染症指定医療機関の指定手続を進めることとしております。

○神谷委員 現実のことが、SARSのことになりました。二〇〇三年に起こっているわけなんです。そういう世界の事例を見ながら日本の感染症対策をしていく、これをしなければいけないのに、原発のように事が起こってからでは遅いというふうに思っております。

そういうことで、感染症対策、私も初めての質問でございますので、今後、この問題についてさらに詳しく勉強をさせていただいて質問させていただきたいと思っておりますので、ひとつまたその辺をよろしくお願い申し上げます。

感染症といいますが、二十一世紀は感染症との闘いですね。特に大阪、東京、これは亜熱帯になってまいりました。そういう中で、感染症の研究も日本は大きくおこなっております。BSL4の研究体制、武蔵村山市に一九八一年に完成をしておりますけれども、稼働はまだでございます。こういう研究体制さえ、先進八カ国でBSL4の研究機関がないのは日本だけなんですね。こういうことから見ても、感染症の対策は大変おこなっている。

感染症はまさに、もう中にも入ってきているんです。昨年、どうでしたか。東京、デング熱。も

う東京に潜っているんですよ。いつエボラ出血熱の感染が来るかもわからない。そういうことからしますと、日本の感染症対策はまさに後進国並みだということに考えなければなりません。早く先進国並みにするためにひとつ取り組みを強化していただきたいことを強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

まことにありがとうございます。

○井上委員長 次に、泉健太郎。

○泉委員 民主党の泉健太郎でございます。

まず、私は本日、二回質問させていただきましたけれども、一回目ということで、山谷大臣に特に交通安全対策ということについてお伺いをしたいと思います。

まず、大臣、これまでの人生の経験で交通事故に遭われたことはございますか。

○山谷国務大臣 ございます。

○泉委員 余り、それ以上お伺いする話じゃないかもしれませんが、私も高校のとき、一度ありまして、犯人が見つかるまで一カ月間ぐらいかかったわけですが、しかし、警察の方が粘り強く車を見つけてくださったのを思い出します。幸運にも軽傷であつたわけですが、私も本当に、全国、交通安全という時期は脱しまして、今、大分件数も減っておりますけれども、しかし、特に高齢者、歩行者、そして夕暮れどきの事故、そういったものがまだまだ多数あるということ、警察が一生懸命取り組んでおられる、また全国の交通安全にかかわるボランティアの皆さんが大変懸命に取り組んでおられるということは敬意を表したいというふうに思います。

さて、大臣、まず数字的な話ですが、昨年の全国の交通事故死者数、これは何人になりますでしょうか。

○山谷国務大臣 昨年の全国における交通事故発生から二十四時間以内に死亡した者の数は四千百十三人、そしてまた、昨年の全国における交通事故発生から三十日以内に死亡した方の数は四千八百三十八人でございます。

○泉委員 大臣、お持ちであれば結構ですが、一年統計、三百六十五日で交通事故で亡くなられた方の数字、現在おわかりになりますか。もしわからなければ事務方でも構いません。

○鈴木政府参考人 失礼いたします。

平成二十六年の数字は、一年統計でございますが、まだ出ておりません。ちよつと古くて、平成二十四年の数字になってまいりますが、厚生統計の死者数でございますが、六千二百七十七名でございます。

○泉委員 今お話がありましたように、よくちまたで一番表に出てくる数字としては、二十四時間以内に亡くなられた方の数字ということでありまして、これが四千百十三名。そこから二十四時間以内には亡くならなかったけれども、三十日以内で亡くなる方、これが四千八百三十八名ということとあります。一年統計というのは、今御説明があつたように、少し統計資料の集計に時間がかかるといふこともありまして、発表がまだおこなわれておりますけれども、二年前の数字でいうと六千二百七十七というところであります。

きょう実は扱いたいのは、資料を配付させていただいておりますけれども、千葉県警で交通事故六十件過少計上と、記事を見るとセンセーショナルですが、これは〇四年から一三年までの十年間さかのぼって調査をしたところということが出ております。

これは、昨年の十二月にNHKが報道したのがきっかけになつての千葉県警の調査ということでありまして、千葉県警では、さまざまな理由、なかなか判別しにくい交通事故死事故があつたとか、それを交通事故死事故の統計に載せるか載せないか、さまざまな中で、本来載せるべきものが載っていないかたつたというものもあれば、中には、この配付資料の見出しに書かれていないように、「一部改ざんか 捜査へ」ということも書かれておりまして、単純な判断ミスということではなくて、中には事故内容が変わつてしまつていてというケースもあるということになっております。

改めてですが、この千葉県警の事案について、今何が事実なのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、現在のところ、千葉県警で起こっている問題について、どこまでがわかつているのか、報告をいただきたというふうに思います。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの事案につきましては、部外からの指摘を受けまして、現在、千葉県警において、交通事故統計に計上すべきところを計上していなかった事故の有無について調査を行っているとの報告を受けておるところでございます。現在、千葉県警において事実関係を調査中ということでございます。

○泉委員 報道があつたのは昨年十二月ですね。それで、現在調査中と。もう約半年ですね。ちよつとそれは時間がかかり過ぎじゃないですか。時間のかかる調査と時間のかからない確認というのが両方あるはずだと思ふんですね。

例えば、最初の発端はある一件の交通事故だそうですね。けれども、それが統計に載っていないのではないかと外部からの指摘があつたということとあります。これは昨年末の話であります。そう考えたときに、まずそのケース、その事案について、それがどういふ結果であつたかということについての調査があり、そして、その結果以外にももしこのようなケースが想定されるのであればということ、この新聞記事でいえば、十年間さかのぼって調査をされている。

このさかのぼった調査についてまだ確定した結果が出ておらないというのは私は理解します。しかし、一番最初の発端となつた事案について、まさか半年たつて事実確認ができていないというところはあり得ないというふうに思います。改めて分けて御答弁をいただきたいと思いますが、全体調査については、まだ調査結果が出ていないということは了といたしますが、改めて発端となつたケースについて御説明をいただきたいと思ふいます。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

現在、委員御指摘のとおり、最初のいろいろと報道機関から指摘をされておる事案、それから過去にさかのぼっての調査、これを並行して進めさせていただいておりますのでございまして、現段階で調査の結果は出ていないというのが現状でございます。

今委員の方から、判明した調査について、判明したもののみでも公表すべきではないかというふうな御指摘もございましたが、統計へ計上すべきものが計上されていなかったとしても、統計の修正については全体が明らかになった時点で言うべきであるというふうに考えておりまして、それからまた、当該事案についてもまだ調査中でございますので、現時点でお答えを申し上げることはできないということでございます。

○泉委員 これは一般質疑ですから余り不満は申したくありませんが、大臣、これはあり得ないと思いませんか。

私は、全体調査は続行中というのは理解するんです。しかし、質問通告というのか、このことについて、私は少なくとも、先日ではなく、それ以前から、しっかりと調べてほしいという話をさせていたでいてまして、それはそう難しいことではないはずですし、千葉県警も記者会見等々されて発表されている部分もあるわけです。もう少し答弁に当たってはしっかりと確認をしていただきたいと思います。

改めてですが、昨年十二月に指摘された事項、たつた一件の事案について調査中というのはいずれ得ないですよ、それは。それはあり得ないですよ。そこはいかがな答弁かなというふうに私はお伝えをしなければいけないというふうに思います。

全部が調査中といえ、これ以上本当にもう議論しようもない部分もあるわけですから、なぜこうして質問に立っているかといえ、交通安全運動が全国で行われていて、我々も一生懸命それに取り組んでましたし、私自身も担当政務官

をしていたこともありまして、交通安全運動に一生懸命協力をさせていただいていました。やはりそれは日本において今成功しつつあるというふうに私は思っております。これは党派を問わず本心に懸命な努力で、先進各国と比べても、非常に日本は、特にこの十年、十五年、交通安全対策については進展をしているというふうに思っておりますので、全体としては評価しております。

評価しているからこそ、ほぼもう結論の方に入っていくわけですが、今までは二十四時間統計の死者数で私たちは交通安全運動に特に取り組んできたわけです。その証拠に、全日本交通安全協会ですとか、あるいは交通安全基本計画等々の中でみんなが目標にしている数字、これは、平成二十七年までに二十四時間死者数を三千人以下とする、こういう目標を持っているわけであって、ここでもまさに二十四時間以内の死者数ということの数値目標の基準としているわけですね。

しかし一方で、医療も進展しております。二十四時間以内に命を取りとめても、しかし、三十日以内に命を落とされる方がおられる。これも大事な教訓である。一件一件の事故から学ばなければいけない、死亡事故として学ばなければいけないということであろうと思うときに、二十四時間統計の数字、この死亡者統計、今とっている中でいけば、先ほどお話をしたように、二十四時間統計と三十日統計と一年統計がある中で、どうしても二十四時間統計というのは一番少ない数字になってしましますよね。一番少ない数字になってしま、その数字が全国に広がっているという状況であります。

その数字を果たしてこれからも追いかけるのがよいのか、それとも、世界各国と先ほど比べる話をしましたが、一応、世界各国との比較調査ということについては、主に三十日統計を我が国も使っているというのか、世界各国も使っておりますので、世界と比較する場合は三十日統計ということになるわけですね。そういう意味では、二十四時間統計は全く無

意味だと思いませんが、ですから、私は、統計をとる必要がないとか、統計をとるのをやめるべきだとは全く申しません。申しませんが、やはり三十日統計の中で交通事故死者数というものを見ていく、それをスタンダードとしていく、そういう考え方は今後検討していくべきではないのかな、こんなふうに思うわけでありまして。

大臣、例えば、交通事故死者五千人を切ったというふうに我々は喜んだときがありました。五千人を切った年は平成二十一年なんですね。しかし、これは、先ほど話をしましたように、二十四時間統計でいけばの話なんです。では、三十日統計でいった場合、五千人を切ったのはいつなのかといえますと、昨年なんですね。これぐらい持つべき意識として変わってくる。ああ、もう随分前に五千人切ったのよねと思っていたら、実は、三十日統計でいけば、五千人を切ったのは昨年だったということになるわけです。

そういうことから、やはり今こう順調に減っているからこそなんです、この機に、まだまだ交通事故死者数は減っていないよ、前年比、トレンドとしては減っているけれども、しかし、まだまだ件数というのは数多くあるんですよという意識を国民の皆さんに持っていたくという観点からすれば、順調に減っている二十四時間統計ということだけではなく、この三十日統計の数字。

恐らく、警察に聞くと、それも発表しておりますとは言うんです。ただ、先ほどから話をしていますとおり、そもそも交通安全基本計画の目標そのものが、二十四時間死者数を三千人以下とすることというふうに、こっちの方を基準に置いておりますので、どうしても三十日統計の数字は隠れてしまいうわけですね。

そういうところからも、ぜひとも大臣には、この三十日統計ということ、一時的に何か見た目の数字がふえてしまうということで印象がよくないかもしれないんですが、できる限り、まだまだなんだよという思いを込めて、そして、二十四時間

以内には亡くならなかったけれども、それ以降三十日以内に亡くなった方々のその教訓にしっかりと報いていくとか応えていくためにも、三十日統計というものを重視していくという姿勢を打ち出していきたいというふうに思います。いかがお考えでしょうか。

○山谷国務大臣 第九次交通安全基本計画の目標として、「平成二十七年までに二十四時間死者数を三千人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する」ということを目標にしております。大事なことは、世界一安全な道路交通を実現するため、交通安全対策をもっともつとめるということに強化していくということが大事だというふうに思っております。

警察の交通事故統計としては、交通事故死者数に関する統計数字として、二十四時間死者数及び三十日死者数を採用しているところであります。が、考え方としては、二十四時間死者数については、交通事故発生状況に応じた効果的な交通安全対策を実施するため、交通事故の実態をできる限り早く把握、分析する必要があることから、統計計上し、速やかに広報を行っているところでありまして。

これによって、交通事故多発を受けた非常事態宣言の発出等による適時適切な国民に対する交通事故発生状況の周知、交通指導取り締まり、交通安全施設等整備の迅速かつ的確な立案など、タイムリーかつ適切な諸対策の実施が可能となっているものと認識しております。

また、三十日死者数については、交通事故発生から二十四時間経過後に亡くなる方が相当数あり、交通事故の実態を把握する上で必要であること、そして、諸外国の交通事故統計は三十日死者数のみを採用しているところが多くあり、交通安全水準についての国際比較に資することから、統計計上して、広報を行っているところでありまして。

泉委員よく御承知のように、警察としては、三十日死者数についても二十四時間死者数と同様に

国民への周知を図っているところでございますが、議員の御指摘も踏まえつつ、三十日死者数の意義も含めた国民へのわかりやすい広報啓発のさらなる充実を図っていきたく思っております。

○泉委員 大臣、ちなみに、先ほどからお話をさせていただいているこの基本計画の中の目標ですが、達成できそうでしょうか。

○山谷国務大臣 非常に厳しい部分もありますけれども、しかし、目標に向かってしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○泉委員 春の交通安全運動も行われていたわけですが、改めてその達成に向けたさらなる督促というか、ハッパをかけていただきたいというか、そういう思いを持っておりますので、どうぞよろしく願います。

さて、千葉県警の話ですけれども、要は、グリーンゾーンが存在するのかもしれないところがあるかというところでありまして、交通死亡事故が交通死亡事故ではないかということで、事前の説明では、例えばそれが駐車場で起きた場合カウントされるのかどうか、あるいは病気で亡くなった場合その判別に時間がかかるのかということがあります。

しかし一方で、警察庁は、千葉県警に対して指導をその後行つて、おかしいケース、判別しにくいケースについては本部に報告する、そして改めてそのグリーンゾーンの仕分けの仕方について指導もあつたと思います。

これは事務方で結構ですが、現在、各都道府県警においても、そういった曖昧な事例が仮にあつたとしても、うまく峻別して、グリーンゾーンになつて宙ぶらりんな形になるようなものはないかというところでよろしいでしょうか。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

警察においては、道路上において車両等の交通によつて起こされた人の死亡を伴う事故を交通死亡事故として交通事故統計に計上しておりますところでございます。

したがしまして、自殺への能動的な行動を起こ

したものと、医師の判断で病死と判断されたものとか、委員御指摘の道路交通法上の道路ではない道路外で発生したのものについては、警察の交通事故統計には計上しないということでござい

ます。この基準については、各都道府県警察に警察庁より指導をしております、各都道府県警察の方で適切に判断がなされて、計上がなされているものというふうに認識しておりますのでござい

ます。○泉委員 最後に、ぜひ、この件については最終的な結果を含めて報告を待っておりますので、その点、警察の方、よろしく願います。

要は、全てが狂つてしまつてはいけません。やはり正確な統計に基づいて全国で懸命に運動をされている方々があるということを忘れずに、こ

ういったケースはどうやら過去にも他の県警でもあつた、理由はいろいろあるでしょうけれども、そういった状況がございまして、今後、絶対そ

ういったことがないようにお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○井上委員長 午前十一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十分開議

○井上委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。小熊慎司君。

○小熊委員 維新の党の小熊慎司です。

通告に従つて質問いたしますが、まずドローン

についてです。

官邸の屋上にドローンが落ちていたということで、発見されるまで大分時間があつた。私も、第一議員会館の官邸側にいるので、八階ですからよく見えるんですけども、よく外を見て、官邸で

菅官房長官や安倍総理がここで頑張っているんだと思つていながら見ていたんですが、あそこに

落ちていたというのは、私も発見できなかったのはじくじたる思いであります。

実は、私自身もドローンを三機持つていて、一時期は私がいかに犯人じゃないかとちよつとからかわれたんです。何で持つているかという

のときに、その現状を把握するために使つたというのをニュースで見て、なお、私、福島県ですから、大震災、また、あの年、福島・新潟豪雨とい

うことで私の地元もかなり被害をこうむつて、現地に رفتらなければならぬ、やはり危険があるの

で、ああいうものを活用できるというのはあり

ました。また、県議会の当時、先輩議員が、そのときはドローンがなかったんですけども、上空から俯

瞰していろいろなものを見る、道路のあり方を見る、町を見るというのは重要だよといつて、政務

調査費を使つてセスナで空撮をしていた先輩もいて、これはやはり活用して、我々政治家もいろ

いろな意味で使えるなというふうに思つて購入して、これからはいいよ、私のところは雪国で

すから、春にもなつて飛ばそうかなと思つたら、この事件があつたのでなかなか飛ばせない。じく

じたる思いでいるんですけども。今、ちょうど幕張メッセでドローン博を日本でも

もやっています。私の後援者の一人がアメリカに行つて、ことしの一月にアメリカで全米家電協会

主催で家電の見本市をやつたときに、結構ドローンのブームがあつたというんですね。

日本の場合、こういう事件、また、きょう、少年のこともありましたけれども、規制の方に

行つちやうんです。規制は大事だとは思ふんですけれども、やはりこれからの日本の成長戦略の中

に、また、地方の過疎化対策であるとかいろいろ分野において活用できる可能性を秘めている

というふうに思います。そういう意味では、まず活用をどうしていく

か、その中でリスクをどうとっていくか、こういう進め方ではないと、結局、日本はこの分野でもお

くれてしまふんじゃないかな。今、各国でもいろいろ問題、事故も起きていますけれども、ど

ちかといえは、世界の潮流は、まず利活用をどうするか、その中でリスクをとっていく、規制をど

うかけていくかというたてつけになっていると思ふんですが、日本は残念ながら規制から入つて

まっています。そういう意味で、このドローン、いろいろな可能性がありますが、未知数ですが、これをしっかりと

と日本の成長戦略、また、いろいろな活性化を含めて活用していくという意味の取り組みをまずお

聞きいたします。○平副大臣 お答え申し上げます。

小熊委員と認識を同一に持つております。ドローンは、さまざまな用途に使えるというふう

に思いますし、私、地方創生も担当しております。そんな中で、政府の取り組みといたしまして

特区制度を活用した新技術実証を速やかに行うための制度改正等を検討するというところでこの特区の活用が書かれたところでございます。

今後は、こういう特区を活用した実証実験をさらに進めてまいりたいと思ひますし、今後取りまとめられる予定であります成長戦略の改定にも盛り込まれるよう、各省庁と調整をしてみたいと考えております。

○小熊委員 これも、今特区の話も出ましたけれども、仙北市でやっているということで、やってみてどうかという検証もしていかなきやいけないんですが、これはスピード感を持ってやっていかないと、本当に今、世界の各国で、報道もほかの国の規制はどうなっているかという話の方が多く散見されるんですが、実際はその活用をどうしていくかという方が多いので、これはスピード感を持ってやっていかなきやいけないというふうに思っています。

規制の部分は、今副大臣からお話があったとおり、今でも道路のところかどうか、新しい法律、政府の重要施設とかありますけれども、公園はどうするかも自治体で条例でやっていますが、いろいろな分野分野でこの規制をどうするかというのがちょっと複雑になり過ぎていますね。

私、御提案申し上げたいのは、この利活用の法律というか、その中に規制がすこんと入って全てを網羅できるようにした方が、いや、国交省でいうだ、農水省でいうだとなると、結局、いろいろな網にひつかかって、利活用しにくい。だから、私も本当に、今、どうやって飛ばそうかな、飛ばした結果何かにひつかかるのかなと思って、まあ室内型のもちよと練習しているだけなんです。だから、そういう一くくりの法律の中で規制も入れていくという整理の仕方を持つていくんでしょいか、今、いろいろ包括的にやっていくというのは。

○平副大臣 今は、多分、規制については世界でも緩いんだと思います。アメリカなどに比べても緩くなっている、ほぼラジコン飛行機の扱いだと

いうふうに思ひます。

そういった中で、今、やはりドローンの、危険なところもありますから、一部、この上空は飛んではいけませんという規制も必要でしょうし、登録制も必要になると思ひますので、必要な規制はしていく。一方で、ドローンのイノベーションをさらに進めるために、実証実験し放題というような特区もつくっていくということで、今、両方走らせるということになると思ひます。規制の方は、日常生活の安全を担保することに必要なものになるんだらうというふうに思っております。

○小熊委員 あと、国民の話になってくるんですが、飛ばして、落ちて、人にけがをさせた。これは国民の話になるんですが、そういうことも含め、民間の方と連携をして、一旦事故があったとき、個人に事故があったときとかを含めて、ドローンが活用される、何か事故があったとき、国民の話もちゃんと整理されるような仕組みづくりというのはいわゆるやっていると、政府だけでやって、産業だけ育てて、でも民間で事故があったときは、それはこちらは知りませんではあり成長していかない、発展していかないわけです。

そういった国民の部分のいろいろなことも含めて、総括的にどうあるべきかというのはいわゆるかなきやいけないというふうに思ひますので、ぜひ、今後の取り組み、また注視をしながら議論させていただきたいというふうに思ひます。

私は利活用がまずあるべきだという立場でありますが、それでもやはり治安のあり方というのは問われて、今回も、政府の重要機関の規制ですが、議長公邸は入って副議長公邸は入っていないというののもうなかなと思ひました。すなわちISSLの報告書も昨晩出しましたけれども、これは先ほど外務委員会でも問題になっていました。この後、民主党の泉委員がやられるようですけれども、これはテロがドローンを使うという

ことも想定されるんですが、こういうのも検証をしていかなきやいけないんです。

これは通告はしていませんが、官房長官、これは報道が先で、我々外務委員にも何もない。内閣委員の皆さんにも聞いたら、何もない。これは重要な案件で、しっかり検証を国会としてもしていかなきやいけない中で、報道があつて、その後何時間後か来るか、きょうの朝に来るかと思ひていたら、何もない。こういう情報発信の仕方、報告の仕方、それは国民にしっかりと伝えるというののは大事なことで思ひますが、国会への報告が今回なかったというのは、ドローンを含め治安維持のことも議論しなきやいけない中で、これは少し違うんじゃないかな。先ほど外務委員会でもほかの委員がこを指摘していましたけれども、この件について、もしコメントいただけるのであれば。

○菅国務大臣 この検証報告書についてでありますけれども、昨日、邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会と有識者の皆さんとの合同委員会の中で取りまとめを行つて、そこで決定をしたということでもあります。政府としては、その検証を受けて、水際対策を含めて国際テロ対策はしっかりとやっていきたい、そういう考えであります。きのう決定をしたわけでありまして、そのことについて国会に報告がないというお話でありますけれども、実は、これは与党にもきのうの段階で出していますので、特別な報告はしていません。

きのう決まったわけですから、結果として、その報告書については、関係するところにはできる限り早く報告書をお届けすべきだというふうには思ひますので、そこはこれからしっかりと対応したいと思ひます。

○小熊委員 今官房長官が言われたとおりなんですけれども、きょうの段階でも何のアクションもなく、委員会でも問題になっていて、外務委員会の方では、こんなことだったら外務委員会はとまるところまでいっていただくとすね。

もうこれは先に報道されてしまいましたから、今後、情報発信の仕方、報告のあり方、根回しの仕方というのは、もう一度考え直していただきたいなというふうに思ひます。重要な案件です。

テロのことを考えれば、ドローンも、これを活用されれば、私、日本でテロというのはなかなかないんだらうと思ひていたら、過去を調べてみると、我が党の松木委員が藤波さんの秘書をやつていたときに、翻訳本で、筑波大学の教授が殺されたのがあつた。あれは世界各国でいろいろな被害者がいましたけれども、まさか日本でないだらうと思ひたら、あつたわけですよ、何十年も前に。

と考えると、日本も、そういう意味では決して遠い国の話ではなくて、我々もその当事者になりかねない部分がありますから、この治安維持のあり方、テロへの対応というのは真剣に考えなきやいけないというふうに思ひます。

そこで、今後いろいろな規制をかけていくという中で、考慮に入れていくという中で、原発施設についてもしっかりとやっていかなきやいけないと思ひます。

九・一一があつたときに、私はあのときも福島の方を見ていたら、テロ対策という看板が出ていて、福島県警の装甲車が一台原発施設には置いてあつて、でも、常駐して必ずいつもいるのかといえば、そうでもなかったりして。

ちょうどそのときに、小泉政権下でしたからタウンミーティングをあちこちでやって、私もそこにたまたま抽せんが当たつて行つて、その他手を挙げたら当てられて、そのとき、尾身さんが来ていました、小泉さんじゃなくて。原発のところにはセナが突っ込んだらどうですかと言つたら、セナぐらいいだつたら守れますと言つたら、ね、上から来ても。そうしたら、一週間後ぐらいに内閣府から電話が来て、あれはちよと間違つた答弁でした、横には強いけれども、上からはやはり弱いです。

でも、タウンミーティングを会津大学とかでやっていただければいい、あそこの人には大丈夫だろうなと思って、修正の発言は私一人しか聞いていないので、うわ、これはちょっと問題だろうなと思ったし、いろいろな小説とか映画でも、核兵器の使用とかではなくて、まさに原発施設を乗っ取ってどうだというのがフィクションの世界ではありますが、これも決してフィクションだけで片づけられないところですよ。本日に、ドローンを一機飛ばしてそこを攻撃すれば、一大事になりますから。

原発施設に対するドローンの規制というのは、今、どういう検討段階にありますか。

○山谷国務大臣 まず、治安維持の観点からの規制についての警察としての考え方でございますけれども、法規制を含めたルールの策定が必要であると考えておりまして、関係府省庁連絡会議においても、こうした認識のもと、当面の取組方針が取りまとめられました。

今後、政府の方針に従って関係省庁において速やかにルールづくりの検討を行うこととしておりますが、警察としても、テロ等への対策を行うという観点から、こうした検討に積極的に参画してまいりたいと思います。

原発施設及び周辺におけるドローン対策の現状あるいは今後の対策についてでありますけれども、警察においては、全国の原子力発電所に対して二十四時間体制で警戒警備に当たっておりますが、先般、小型無人機に係る事案が発生したことを踏まえまして、原子力発電所の上空の監視やその周辺における不審者の警戒、検索を強化するなど、警戒警備の強化を行っているところであります。

また、原子力事業者に対して、原子力発電所の上空の監視を含めた自主警備の強化を申し入れるなどして、小型無人機対策での連携強化に努めているものでございます。

今後とも、関係省庁や原子力事業者等と連携を図りながら、原子力発電所の警戒警備に万全を期

すように警察を指導してまいりたいと考えております。

○小沢委員 九・一が起きたときは、私はその一年後にアメリカへ行つてそれを見てきたんですけれども、あのときはそういう施設は軍隊が守っていたんです。多分、日本もあのときに、テロ対策ということで警察と自衛隊でどうするんだというのが多分あったんですが、警察がやるということになったんですけれども。

だから、実際は、福島原発も、事故が起きる前は、私は何回も見ていますけれども、警察じゃなくて普通の民間の警備会社がついていて、これで大丈夫かなというの思いました。今回、単なる地上だけじゃなくて、今委員長が言われた空中のあり方、その影響力を排除していくという対策をやらなきゃいけないんですけれども、現状はそれがちゃんとできていないなというふうに思っています。

本日は、ドローンだけでなく、さっき言ったような小型セスナ機が来たとか、ハンググライダーみたいなので来たとか、空中をどうするということ意味では、小型無人機だけじゃなくて、治安維持のためにはそこまで思いをはせて対策をとっていかなくちゃいけないと思うんです。

だから、小型無人機だけではなく、そういうことも意識されていますか、空中の治安を維持していくという意味で、それが無いと、守っていくという意味では全部を網羅していないと思いますよ。

○山谷国務大臣 総合的に警戒警備体制を考えていきたいと思ひますし、また、訓練等々も連携しながらやっていますところがあります。

○小沢委員 とりあえず、全国のほかの原発施設もそうですけれども、福島の場合は、特にまだ事故の起きた建屋になっていてほかの原発施設よりは脆弱なことは否めませんから、この安全確保というのをもっと本当に真剣にやらないかなきゃいけないというふうに思っています。

これは、ドローンだけに限らず、そういうこと

を含めて空中をどう守っていくかというのは、これから真剣に検討して対策をとって、法律ができただけで、では、実際は誰が守るの。

県警も、福島県警の皆さん、頑張っていますけれども、福島県というのは人口に対して警察の数は少ないんですよ。まあ、福島の人はいいいから、余り事件がないから警察が少なくても足りているかもしれないし。あと、福島県は北海道、岩手に次ぐ県土面積があつて、しかも、県庁集中県じゃなくて分散県なんです。その中でも、少ない警察官の中で治安を守ってくれているんです。

そういう意味では、ぜひ福島県警に関しては特別の御配慮をお願いしたいなというふうに思いますし、福島県だけでなく、原発施設やほかの、政府の重要施設も大事ですけれども、特に、とりわけ水道だつて、これはいろいろなものをやられたら大変なことになりますよ。そういう公の施設の守り方というのは、しっかりとこれは、今回、官邸におつこつたというのは本当に不幸なことでありましたけれども、これを契機にしっかりと総合的にぜひ考えていっていただきたいというふうに思います。

あとは、警察と自衛隊のあり方、民間との連携のあり方も、今、何となくこれはバランスが悪いような気がしていますし、だから、実際は薄いなと思つていますから。県警の人がずっと張りついているわけじゃないですよ、あの原発施設に。警備会社の人ですよ。それを、テロが来て戦えつて、戦えないですよ、何の武器も、警棒ぐらいしかないんですよ。

だから、そういう現実も踏まえてどう守っていくかというのは、ぜひ現実的に即した対応、あと、日本のこの仕組みの中でやれる対応というのは必要だと思ひますし、そのブレーキもありながら、アクセルもしっかり踏んでいただくよう、平副大臣にお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

昨日も外務省の飯倉公館でレセプションがありましたけれども、島サミットが福島県いわき市で

開催をされるということです。実は私の妻も、結婚する前に青年海外協力隊で南の島のサモアというところに行つて、そのときからつき合つていたのです。と文通だったんですけれども、済みません、そんな話。まあ、あちこちの委員会こういうことを言っているんですけれども、それでいろいろかわりがあつて私も議論に入つていて、なおかつ、今回、福島県での開催ですから、これはすごくいいことだな。福島は本州ですけれども、島がついていますから、我々もシマンチュなどと思つていますが、次の島サミットは鹿児島か広島かどっちかになるんだろうなと思つてい

るんですけれども。

この島サミット、これは外務委員会でも私は質疑して、これは本当に、復興のあり方、また、原発事故後のあり方、日本の安全、復興の姿を世界にしっかりと見せていくいい契機になると思います。

ただ、それに先立つて三月に行われた世界防災会議のときの政府首脳の発言においては、これは復興の姿の発信はしていましたが、原発事故についての言及は少なかったというのが印象でしたし、私の地元でも、原発事故の話は少ないという話でした。

今回、この島サミットがまさに福島県で行われるわけですから、これを契機にしっかりと情報発信していかなくちゃいけないと思います。

政府として、この島サミットの成果というのは、まだ、これはきょうから開催されるわけですから、どういったものを成果として獲得しようとしているのか、まずお伺いをいたします。

○菅国務大臣 まず、本日とあす、いわき市において、太平洋地域から十四の島国の首脳をお迎えして、第七回の太平洋・島サミットを開催いたします。

実は、昨年、この島サミットの場所をどこに決定するかというときに、総理の強い思い入れの中で、やはり被災地福島、そこで復興の姿を世界にアピールする、そういう思いの中でここをまず決

定したということがあります。そういう中で、防災、まさに気候変動や持続可能な開発といった主要なテーマに関して太平洋諸国の協力関係を一層強めていく極めて重要な会議であるというのをもとに今回準備を進めてきました。

今回のサミットにおいて、総理から太平洋諸国に対する外交ビジョンと今後の協力の方針というものもを表明するとともに、参加首脳の間で共通の課題やこれから克服すべき、率直な意見交換を行って、太平洋を共有する仲間として協力関係というものを強化していきたい。

そういう中で、やはり福島県の食料品等を使っている晩さん会とか、いろいろな意味で福島は食の安全も問題ないんだ、こういうことも含めて世界にアピールする、そういうことで成果を上げていきたいということでもあります。

○小熊委員 その際には、もう総理が何をしゃべるかというのは固まっているんじゃないけれども、外務委員会でもやっていたんですが、東日本大震災というのは、地震と津波だけの災害ではなくて、特に福島は原発事故という複合災害になっていますから、この世界防災会議での言及はやはり足りていなかった。

今回、特に福島で行われますから、これはしっかりと一言及もしてくれと。総理自身も、オリンピックを誘致するときに、そこをアンダー・ザ・コントロールと言っているわけですよ。であれば、それをしっかりと訴えていかなければ、いろいろな問題がまだ継続中の災害ですから、そんな簡単なことではないんです、本当に。まだ復興も、復旧すら果たしていないんです、この原発事故に関しては。

私は会津ですから、遠く離れていて、放射能の影響というのはほほえないんですけども、東京よりないぐらいですけども、だけれども、風評被害とかいろいろなことがあって、官房長官の地元からも本当は中学校なんかはよく福島に来ていただいたいの、修学旅行、関東の人は来なくなっちゃっているんですよ。

だから、そんな状況下にもありますから、しっかりと情報発信をしていかなきゃいけないんですが、二十一日の官房長官の会見がちょっと気になったのが、福島県いわき市の力強い復興の姿をしっかりとご紹介いただきたーい。いわきで開催するからそうなんです、では、この島サミットはいわきだけの復興なのかということがちょっと気になったので。大臣は心配りの方ですから、これはちょっとうっかり言ったと思うんですが、いわき市だけではないですよ、この復興の姿というのは。改めて、言い直していただきたい。

○菅国務大臣 そこは大変申しわけないと思います。いわき市で開催をするという形の中で私は申し上げたというふうに思っていましたけれども、いわきを限定したということであれば、そこは申しわけないというふうに思います。

いずれにしても、参加首脳に対して、東日本大震災、なかなかずく原発の被害のあった福島においてまずサミットを開催する、これは総理の熱い思いの中で決定をしたということでありまして、また、甚大な被害を受けた地区で、復興の取り組み、こうしたものの御視察をいただくことにもなっています。そしてまた、晩さん会において、先ほど申し上げましたけれども、食品は全て福島産のものをを用いて、安全であるということも世界に発信をしていきたい。そういう意味で、このサミットを何としても成功させたいというふうに思います。

また、先般、在京外交団を対象に、福島をアピールするセミナー及びレセプションが実施をされているわけでありまして、そういう意味で、各種発信の機会を捉えて、東日本大震災からの復興、特に原発の、福島の方々が今取り組んでいること、そして、水産物も含めて、そうした食物については全く安全だということをありとあらゆる機会に発信をしていきたいというふうに思っていますし、官邸での米も福島産を今使わせていただいています。

○小熊委員 そういう意味では、きょうニュース

でも見ましたけれども、韓国の輸入規制に対して、科学的根拠がないということで、WTOに提訴をされた。

政府、外務省の努力で、禁輸措置をとっている国がどんどん外れていって、科学的根拠に基づいての規制に変わっていき、とりわけ貿易の取引の多いアジア地域の国が規制をかけているんですね。これは、韓国だけじゃなく、中国だってやっていますし、台湾もいわれのない規制強化に入っていますから、今後強い対応でやっていただきたいと思っています。

継続中の災害ですから、計算すると、ねじがおこったという部類も含め、三日に一遍ぐらいトラブルがあるんですね、あの福島原発施設で。そのたびに福島が福島がとネガティブな情報が出ていってしまっていますから、それ以上のポジティブな情報を発信していかなきゃいけない。

今回、島サミットは本場にありがたいことだけれども、来年、サミットが日本で開催をされる。メイン会場は違うところになるんじゃないけれども、何か関連の会議はやはり福島で検討していただきたい。

今、福島県庁でも置かれている、オリンピックの関連事業の部門もあります。東京オリンピックの関連事業を福島でやっていただきたいというのは、もう一年前から私も予算委員会とかで言っているのは官房長官も聞いていますけれども、でも、そのとき、残念ながら、自民党の席から、県議会の質問かと言われたんですよ。いや、福島は復興なくして日本の再生なしとみんなが言っていて、結局、そんなやじを飛ばすというところが、これも風化だと思いました。こういう問題が、結局は、福島の話でなくて、日本全体の話になっていない意識になっているんですよ。

沖縄の基地問題だってそうかもしれません。あれは、日本全体の防衛、このアジア地域の防衛というのにもあるのにもかかわらず、沖縄のローカルなものに捉えがちです、我々も含め。

でも、そうではないという意味では、ここをしっかりと意識して、なおかつ、具体的に、どこかでこういう発言をしていますだけじゃなくて、総理だって、アンダー・ザ・コントロールというのを見せるためには、いろいろな国際会議、いろいろなイベントをどんどん誘致してもらおうということが必要だと思います。

今、風評被害の営業損害の補償のあり方も変わろうとしています。私は、やはりそれも考えていかなきゃいけないと思っています、いつまでも補償経済でやっているわけにはいきませんから。福島県の地域経済も自立していく。でも、いろいろな足かせがあるという意味では、やはりイベントとかそういう意味で、PRという意味では、これは永続的に、本場に収束するまでいろいろな手をかりななきゃいけないという意味では、ぜひ、今後もうずっと、こういった、オリンピックを含め、福島でいろいろなものを開催する。

これは官房長官、政府が率先して対応をとっていただきたいと思いますが、もう時間になりましたので、一言だけいただければ。

○菅国務大臣 今、小熊委員から言われましたことは、これは政府として当然のことだということに私も認識しています。

例えば、この連休中、閣僚あるいは政務三役が数多く海外に行かれました。そのときには必ず、福島は輸入規制をしているところについては、その現状を説明して、何でもないんだということを必ず訴えるように、政府全体として今行っているということも御理解をいただきたいと思っていますし、ありとあらゆる、これからさまざまな機会があるというふうに思っていますので、そこはしっかりと発信するように努めていきたいというふうに思います。

○小熊委員 あと、最後、一点だけ細かい話を。

総理が御祭をいろいろなところで活用されていますけれども、そこに会津の酒があると、会津と長州になるのだからいいんですが、ぜひ御検討をよろしく願ひしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○井上委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時四十分開議

○井上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。池内さおり君。

○池内委員 日本共産党の池内さおりです。

きょうは、内閣官房報償費について、官房長官に質問します。

内閣官房報償費は官房機密費とも称されますが、安倍政権は二〇一四年度に内閣官房報償費を幾ら使用しましたか。

○菅内閣大臣 平成二十六年度、国庫から支出された内閣官房報償費は約十四億六千万円であります。そのうち、内閣官房長官が取扱責任者である内閣官房報償費については約十二億三千万円であります。

○池内委員 年間十二億三千万円を支出している。大変に大きな額だと思えます。

内閣官房報償費、いわゆる官房機密費とは、国が、国の事務または事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じ、その都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費というふうになされていますが、この説明では、多額の税金の支出であるにもかかわらず、納税者、主権者である国民には、一体何に使っているか、イメージさえ湧きません。

現在使途を公開していないとしても、もう少し具体的に、どういう場面で使う経費なのか、明らかにすべきではないですか。

○菅内閣大臣 報償費は、国の機密保持上、その使途等を明らかにすることが適当でない性格の経費として使用されてきており、取扱責任者である官房長官、すなわち私自身の判断と責任のもとで、厳正かつ効果的な執行を行っているものであります。したがって、何に支出する経費かを明ら

かにするべきではないというふうに考えます。

しかしながら、報償費の執行に当たっては、官房長官の交代時及び毎年度作成する内閣官房報償費の執行に当たつての基本的な方針に基づいて、政策推進費、調査情報対策費、活動関係費の三つの目的類型ごとに、真にその経費の性格に適したものに限定して使用しているものでありまして、厳正な執行に努めております。

○池内委員 官房機密費を実際に何に使っているか、我が党の志位委員長が二〇二〇年四月に暴露した機密費の出納帳には、背広代、パーティー代、せんべつ代などの使途が記載されていました。野坂浩賢元官房長官は、与野党国対に五百万円を渡した、最も多い使い道はせんべつだ、国会議員が海外視察に出かけるときに渡したと証言したことが報じられました。二〇一〇年四月には、野中広務元官房長官がテレビで、総理のところは一千万円、国対委員長、参議院幹事長に五百万円、毎月渡していたと証言をしました。

もちろん、この機密費を受け取った政治家の中に我が党の国会議員がいなかったことは、周知の事実です。

二〇一〇年八月には、鈴木宗男官房副長官が、九八年沖縄県知事選挙に機密費三億円を投入したと証言をしました。

官房長官の見解をお伺いします。

国民の税金を政治資金として仲間内で分け合う、ましてや、みずから支援する候補を当選させるための秘密の選挙資金として使う、こういうことは許されなと思います。内閣官房報償費いわゆる官房機密費は、こうした使途が認められているのですか。

○菅内閣大臣 報償費は、内政、外交を円滑そしてまた効果的に遂行するために、内閣官房長官として、その都度の判断で機動的に使用する経費であることから、その使途に特別の制限は設けられておりません。

昨年十一月七日のこの内閣委員会において、これは沖縄の知事選挙ですけども、この選挙だけ

でなく、ほかの選挙にも使うことはありませんし、官房長官の政策判断のもとに、国益を担うために報償費を使わせていただきます。そのことが私の考え方でありまして述べたとおりであります。これに尽きるものであります。

○池内委員 背広代、パーティー代、せんべつ、こうしたものに使ったという証言、また、総理に一千万円、国対委員長、参議院幹事長に毎月五百万円渡した、そして知事選にも投入をした、元官房長官、元官房副長官の証言です。

日本の民主主義の根幹にかかわるこうした疑惑がありながら、官房機密費は、その使途の検証が行われることがなく、毎年十二億円という巨費が使い続けられています。闇に葬り去られ続けている。極めて重大な問題だと私は思います。

官房機密費の執行の記録がどうなっているのかをお伺いいたします。

内閣官房報償費取扱要領に、機密費のお金の流れを記録する会計書類の様式が定められています。きょうお配りした資料に記載されています。別記様式一、内閣官房報償費出納管理簿、別記様式二、政策推進費受払簿、そして、別記様式三、支払決定書です。

資料をぜひごらんいただきたいんですが、まず、この別記様式一、内閣官房報償費出納管理簿とは、機密費のどういうお金の流れを記録するものですか。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。

委員会配付資料の別記様式一につきましては、取扱責任者が、つまり官房長官が指名した事務補助者に記録を行わせる報償費全体の出納管理簿でございます。

これは、報償費に關しまして出入りがあつた都度、事務補助者が記載するものであり、いわば報償費の執行状況の全てを管理するという意味合いで、全体を一覧できるといふ性格でつくられているものでございます。

○池内委員 国庫から支出されたお金は毎月一億円だというふうにお伺いしていますが、まず国

庫から機密費に支出をするお金をいつ、幾らもらつたか、そしてそのお金がいつ、何に支払われたかが記載されるという答弁でした。

別記様式三についてお伺いしますが、官房長官みずからでなく事務補助者が支払つた場合にいつ、誰に、どの目的類型で、幾ら払つたかを記録するものが別記様式三にある支払決定書という理解でいいでしょうか。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。

この別記様式三は、調査情報対策費及び活動関係費が、取扱責任者である内閣官房長官が指名した事務補助者をして出納管理等の実施事務に当たらせる内閣官房報償費でございます。

これは、支払いの適正さを担保するために、支払いの決定の都度、長官の支払い決定をいただくものでございます。ここに列記されてございますように、支払い決定の日付、支払い決定の額、目的類型別の区分、支払い相手方を書き、長官の記名押印をいただいた後、事務補助者が記名押印をするものでございます。

○池内委員 別記様式二、政策推進費受払簿についてお聞きします。

官房機密費の支出に当たつて、官房長官みずからが支出する金額については、官房長官が受け取つた額、前回受け取つたときからそのときまでに支払つた額、受け取り時に残つていた額、今回受け取つてその時点で残つている額を記録したもので、それが別記様式二の政策推進費受払簿ということではないでしょうか。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。

別記様式二は、国庫から支出された報償費のうち、内閣官房長官が政策推進費として使用する額を決めた場合に当該金額を区分し、その区分をする都度作成する文書でございます。

内閣官房長官みずからが記録管理し、事実上、長官の指示を受け、事務補助者が作成するものでございます。

以上です。

○池内委員 官房長官自身でなく事務方が支払つ

た記録は、別記様式三、支払決定書に、支払い相手先、どのような目的で、幾ら払ったかの記録が残ることになります。これに対して、別記様式二、政策推進費受払簿では、官房長官が幾ら受け取ったか、前回の受け取りから幾ら使って、現在幾ら残っていて、今回幾ら受け取ったから今現在幾ら持っていますという、この事実しかわかりません。

問題は、その先です。官房長官がお金をいつ、誰に、どのような目的で、幾ら支払ったのか、これを記載する様式は内閣官房報償費取扱要領にはあるのですか。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。

内閣官房報償費には三つの類型、政策推進費、そして調査情報対策費、活動関係費があるわけでございますが、調査情報対策費として活動関係費につきましても、全ての支出先等について領収書等々確認できるものを保存しているところでございます。政策推進費につきましても、その性格上、必ずしもそういうものでない部分というのが生じているところでございます。

○池内委員 政策推進費受払簿に記載された金額を受け取って、いつ、誰に、どのような目的で、幾ら支払ったのか、これを記載する様式は内閣官房報償費取扱要領にはないという答弁でした。

そうすると、国庫から毎月一億円を受け取って、その中から官房長官が政策推進費をみずから使ったとき、いつ、誰に、どのような目的で、幾ら使ったかの記録はないということですか。

○河内政府参考人 お答え申し上げます。

内閣官房報償費は、先ほど官房長官が御答弁申し上げましたように、内閣が国の事務事業を円滑かつ効果的に遂行するため、内閣官房長官が、内閣の重要政策の企画立案、総合調整を的確に行っていくため、その情報収集、そしてまた合意形成に向けた交渉、あるいはまた協力依頼等に係る活動時に、その当面の任務の状況に応じた、すぐれた政策的判断のもとに、その都度最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費でございます。

ます。

この点につきまして、その具体的な使途について、高度の機密性が保持されて初めてその使用目的を達することができるといって、予算審議におきましても国会において認められた上、執行していただいているものでございます。

○池内委員 同じ質問を官房長官にしますが、記録はないということですか。

○菅国務大臣 今、事務方で答弁したとおりです。

○池内委員 政策推進費受払簿に記載された金額を受け取って、いつ、誰に、どのような目的で、幾ら支払ったのか、その使途先などを記載する様式が内閣官房報償費の取扱要領にはありません。

官房長官の言われたもの、ないということでしたが、全て何も残していない真つ暗闇の状態なんですか。

○菅国務大臣 報償費については、取扱責任者であります官房長官、すなわち私自身の判断によって厳正かつ効果的な執行を行っており、使途については全て把握をしております。

また、報償費の執行に関して、会計検査院が必要として、会計検査院長から特に申し出のあった場合は、官房長官みずからその説明に当たることになっております。

○池内委員 記録もないということですか。もう一度お願いします。

○菅国務大臣 私の責任のもとで厳正かつ効果的な執行を行っております。

○池内委員 領収書も何もないんですか。もう一回。

○菅国務大臣 使途のことについて、これは国会で承認をいただいたものでありますので、それに基づいて厳正かつ効果的な執行を官房長官が責任を持って行っているということです。

○池内委員 別記様式三の支払決定書はこれまで情報公開がされたことがありません。しかし、いつ、誰に、どのような目的で、幾ら支払ったのか、記録が一応残っています、この支払決定書に

おいては。ところが、この政策推進費として官房長官が受け取ったものには、その金額は政策推進費受払簿で残っているものの、その金額をどのように使ったかを記録する公式な様式は今ありません。これでは検証が行えません。

時の政権が記録を国民から隠し続けても、記録があれば、最悪でも、国民の審判による政権交代があれば、そして交代した政権にその意欲があれば、記録をチェックすることが可能になります。

官房長官が何に使ったのかは公式な記録に残っていません。非公式な記録であればいつでも破棄できるものにもなってしまう。これでは、政権交代によってすら検証がなされない仕組みになっています。

官房機密費の使途の公式な記録を残さない現行の仕組みというのは、民主主義の国家の最低のルールさえ満たしていないのではないかと思います。

○菅国務大臣 先ほど来申し上げておりますけれども、まさに官房長官として高度な政策判断により、機動的に使用することが必要な経費であります。

そもそも相手方もあることでありまして、高度な情報収集や協力を得るために、領収書等を徴収することが困難な場合も多々あるわけであります。

○池内委員 今、領収書などをとることも困難と言いましたが、政策推進費として官房長官が受け取ったものは、その金額は政策推進費受払簿に残る。その金額をどのように使ったかを記録する様式は、現在の取扱要領にはありません。それはつまり、何を記録するかのルールさえ今ないということ。あるらしいのは、何が記載されているかわからないですけれども、官房長官自身がみずから管理するものである。

こんなずさんな手続で年間十二億円の血税が執行されているのか。いいはずがないと私は思います。政治家の仲間内での分け合いや不正な選挙資金への活用すら可能なこのような税金支出は、断

じて許されません。このことを指摘して、きょうは次の質問に移ります。

有村大臣にお伺いをいたします。

今、政府が進めている第三次男女共同参画基本計画において、いわゆるLGBTと総称される性的マイノリティーの方々をどのように位置づけているか、お答えください。

○有村国務大臣 池内委員にお答え申し上げます。

現行の第三次男女共同参画基本計画においては、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点から配慮が必要である、このため、人権教育、啓発等を進めることが記載されています。

具体的施策には、法務省の取り組みとして、性的指向や性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組むことが記載されてございます。

○池内委員 私も、いわゆる性的マイノリティー、性同一性障害の皆さんの公的書類などの性別記載について、この委員会でも何度か取り上げてきました。

地方自治体では、二〇〇四年に、不必要と判断した性別記載を削除する規則、規則で定める様式における性別の記載事項の整備等に関する規則を定め、男女などの記載を県の書類から削除しています。

こうした地方自治体による取り組みの一環に投票入場券の性別記載の削除があります。これについて、総務省にお聞きします。

○稲山政府参考人 お答えいたします。

投票所入場券でございますけれども、投票時における選挙人の性でございますとか本人確認の迅速化のほかに、投票場所でございますとか投票時間の周知等に資することから、市町村の選挙管理委員会におきましてこれを発行するように努めることとされているものでございます。

この入場券の記載事項につきましては、法令

上、特に公職選挙法等に特段の規定はございません。男女別記載の取り扱いについても、各市町村の選管の判断により決定をしているところでございます。

そんな中で、市町村選管におきましては、性同一性障害の方々に配慮した具体の取り組みといったしまして、例えば、そもそも男女別の記載欄を廃止しているような例でございますとか、選挙人名簿との対照の便宜のために入場券にはバーコードが入っている場合もあるわけでございますけれども、そのバーコードの表示の中に男女別の記載を記載することによって、入場券そのものには漢字で男女という欄をなくすとか、あるいは、男性をゼロ、女性を一とするなど、入場券に記載された数字により区別をしている、こういったような例があるというふうに承知をいたしているところでございます。

○池内委員 国による取り組みについて、引き続き厚労省に確認します。

厚労省では、当事者の皆さんからの要望によって性別記載を削除するなどの配慮を行った事例として、どのようなものがありますか。

○藤井政府参考人 お答え申し上げます。

社会保障分野におきまして性別記載を求めています証明書における取り扱いといたしまして、例えば、国民健康保険などの医療保険の被保険者証における性別の表記方法につきましては、被保険者からの申し出によりまして、やむを得ない理由があると保険者が判断した場合には、戸籍上の性別を被保険者証の表面ではなくて裏面に記載できることとしております。

また、精神障害者保健福祉手帳における性別の表記につきましては、性同一性障害の方々の団体からの御要望を踏まえまして、平成二十六年の四月からでございますが、性別欄を削除いたしております。

○池内委員 この秋から運用が開始されるマイナンバー制度において、番号カードに性別記載が法定されています。十五日の委員会では、私は西村副

大臣にこの性別記載の問題について指摘をしたところ、西村副大臣は、性別を個人番号カードの表面に記載することについてさまざまな議論があると認識をしております。性別をカードの裏側に記載するかどうかについてさらに検討を行っていく必要があるというふうに考えておりますと答弁されました。

担当大臣である甘利大臣も同じ見解かどうか、お伺いします。

○甘利国務大臣 個人番号カードは、個人番号の確認とあわせて本人確認を行うための書類でありまして、本人を特定するために、氏名、出生の日月日、男女の別及び住所、この四つの情報を記載することといたしているわけでありまして。

性別を個人番号カードの表面に記載することについては、委員の御懸念を初めとするさまざまな議論があるものと承知をいたしております。裏面に書けという御主張と、一方で、マイナンバー自身が裏面に記載をされていきますことから、性別を裏面に記載した場合に、性別の確認をする際にマイナンバーも見えてしまう、これを懸念する声もあります。表面四情報の管理とマイナンバーの管理はその重みが違うところから、表側に情報を集めて、取り扱いを慎重にしなければならぬマイナンバーは裏側で必要に見られないようにしてほしいということだというふうに思っております。

個人番号カードの用途も踏まえまして、性別をカードの裏面に記載するかどうかについては、さらに検討を行っていく必要があるというふうには考えております。

○池内委員 個人番号カードを直接所管する総務省にも、この点を確認したいと思います。

○二之湯副大臣 性別を個人カードの表面に記載することにについては、いろいろな議論があることは承知しております。

ただ、個人番号カードは健康保険証としても利用することを想定しております。したがって、その場合、医療保険の事務として性別の確認を行う

必要がございます。

このような状況を踏まえ、性別をカードの裏面に記載するかどうかについては、さらに検討を行ってまいりたいと思っております。

○池内委員 私たちは、マイナンバー制度を発足させる二〇一三年の番号法案に対して反対をしておりました。ただ、マイナンバー法案を検討する過程では一切考慮がされなかった性的マイノリティーの要求が、今回は検討される、このことについては、性的マイノリティーの権利に対する政府の認識の前進というふうに受けとめたいと思っております。

有村大臣にお聞きします。

有村大臣は、性的マイノリティーの人権の問題を計画の中に位置づけている、男女共同参画の担当の大臣でいらっしゃる。また、担当されている国家公務員の中には、当然、性的マイノリティーの方々もいると思われまして。今回取り上げた性別記載の問題は、まさに性的マイノリティーの当事者や関係者、市民の粘り強い取り組みがあつて、それに応える地方自治体や厚労省の取り組み、そして今回はそれに加えて、内閣官房、総務省による新たな検討の表明がなされました。まさに関係者の努力によって、性的マイノリティーの人権保障の取り組みが一步一步進んでまいりました。こうした努力が本日に大事だと私は思いますが、有村大臣のお考えをお聞かせください。

○有村国務大臣 お答えいたします。

御指摘のとおり、性的マイノリティー、とりわけ性同一性障害などを有する方々に關して、人権尊重の観点から、その教育、啓発を進めて、差別や偏見をなくしていくことというのは極めて大事な価値だと認識をしております。

その上で、国家公務員採用試験における受験申込者の記載事項は、人事院が定めることでございますが、お尋ねの性別の記入欄の取り扱いについても、委員御案内かと存じますが、人事院において判断すべきものでございます。質問としては、人事院をお呼びになることができますので、その

当事者であります人事院にお尋ねいただきたいと考えております。

その上で、一般論として申し上げれば、性別の記入欄は、女性の活躍推進に資する観点から、男女別の申込者を把握することなど、ジェンダー統計をしつかりと上げてほしいという声も、これまで多くの方々から御指摘をいただいていることとございまして、その必要性から設けられているものと理解をいたしております。

○池内委員 最後の質問になりますが、有村大臣に。

男女共同参画計画や国家公務員制度改革に当たっては、やはり性的マイノリティーの方々の要望にこれまで以上にしっかりと耳を傾けて立案をしていただきたいと思います。大臣の見解をお聞かせください。

○有村国務大臣 現在、第四次男女共同参画基本計画というに向けて、策定専門調査会において議論が行われております。御指摘の点も含め、また先ほど私が答弁で申し上げた価値観ということもしっかりと含んだ上で、今後、検討してまいりたいと考えております。

○池内委員 質問は以上です。ありがとうございます。

○井上委員長 次に、河野正美君。

○河野(正)委員 維新の党の河野正美でございます。

先日、小型無人飛行機、いわゆるドローンが首相官邸の屋上で発見された件につきまして、我々維新の党は、内閣委員会での集中審議を求めています。残念ながら、現在までそういった時間を設定していただけておりませんので、本日の機会を利用いたしましてお尋ねをいたしたいと思います。

いわゆるドローンの利活用につきましては、先ほど我が党の小熊委員の方からお話をさせていただいたかと思えます。

私は、本日、我が国の中枢や極めて重要な施設の安全性という観点から質問をさせていただいた

いと思います。

まず、今回の官邸屋上におけるドローン発見について伺いたいと思います。

四月二十三日の衆議院本会議におきまして、冒頭に私が質問させていただきましたが、その後、容疑者逮捕に至ったというふうに認識しております。捜査中の案件ということもあるでしょうが、その後の経過、いつから屋上にあったかなど、新たに判明した事実関係、現状について詳細を、これは可能な範囲で構いませんので、まずお聞かせいただきたいと思います。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

御指摘の事案につきましては、本年四月九日午前三時四十分ごろ、四十歳の男が、港区赤坂所在の駐車場において、放射性物質の存在を示す標識を貼付した容器等を搭載した小型無人飛行機一台を遠隔操作し、これを総理官邸屋上に落下させ、同月二十二日に至りこれを発見した同事務所職員が発見時の対応を余儀なくされたものでござい

ます。四月二十五日、警視庁におきまして四十歳の男を威力業務妨害容疑で逮捕したものであり、五月十五日に検察庁において起訴されたものと承知しております。

○河野(正)委員 今回、ドローンからは、直ちに人体に影響のあるものではない程度の微量な放射性物質が検出されたというふうに報じられております。健康に影響が出ない程度であったことは不幸中の幸いかというふうに思いますが、仮にこれが高レベルの放射性物質であったり、あるいは細菌やウイルスなど生物兵器に使われるような物質であった場合、極めて深刻な問題ではないかと思

います。また、その被害は、現在までもこの一帯で収束できていない可能性すらあるんじゃないかと思

います。万が一、官邸がしばらく利用できないような状況に陥った場合、官邸の機能を維持するためにどのように備えられているのかを伺いたいと思

います。○藤山政府参考人 現実に官邸の機能をどこに移すかということにつきましては、それぞれの状況を踏まえて臨機に判断されるというふうに思

います。すけれども、平成十五年の閣議了解というのがございまして、緊急事態発生時における対応に関する閣議了解がございます。

これにおきましては、首都直下型等の大規模な地震が発生したときで、官邸の危機管理センターが使用できない場合の対応として、移設の順番としましては、第一に中央合同庁舎八号館、これは内閣府の建物でございますけれども、第二に防衛省、そして第三に立川の広域防災基地という順番に従いまして、内閣総理大臣または官房長官がその状況を勘案して定めるということにされてお

りまして、こうした閣議了解を踏まえて、適宜に判断されるということになるかと思っております。

○河野(正)委員 今、三カ所お示しいただいたんですけれども、いずれも東京近郊ですので、本当に広域に被害が及んだ場合、大丈夫なのかなというふうに心配をしております。

次に、官邸の警備体制について伺いたいと思

います。本件発覚直後、内閣官房及び警察庁の方から、我々、内閣委員会の理事懇談会の方で御説明を

いただきましてけれども、いずれも皆さん、重要な問題と認識しているというようなお言葉を述べられていたように思います。その割には、非常に責任感が希薄なんじゃないのかな、あるいは責任の所在が曖昧じゃないかなという印象を個人的には受けました。

そこで、官邸内外の警備体制の責任者が誰なのか、まずお聞かせいただきたいと思

います。○高橋政府参考人 官邸等の重要施設の警戒警備につきま

しては、警察が責任を有しております。

○河野(正)委員 外と中で若干違う体制じゃないかと思

いますけれども、その点はいかがになって

いるんでしょうか。

○高橋政府参考人 外につきましては、基本的に

全

て警察が責任を有しております。中と申しま

しても、例えば要人、総理や官房長官の身辺の安

全確保につきましては、やはりSPが担当してお

りますので、警察が担当しております。そのほ

か、施設の管理ということになりますと、内閣官

房の方も担当しておりますので、その辺、連携を

とってやっているということでございます。

○河野(正)委員 また、今、そういうふう

に幾つかの部署でやっておられると思うんですが、実

際に体制をどのように決定しているのか。繰り返

しになるかもしれませんが、今、外は機動隊で、中

は官邸の警備隊ということで、別働部隊になって

いるんじゃないかなと思

います。それは誰がど

のように、ここからこまではこの人たちがや

るなという決定というのはどういうふうになっ

ているんでしょうか。

○高橋政府参考人 総理官邸の警備につ

きましては、その専門部隊であります警視庁の総

理大臣官邸警備隊が、身辺警護を担当しますSPで

ありますとか総理官邸の外周警備を担当する機動

隊、それからさらに官邸の警務官とも緊密な連

携を図り、警戒を実施しているという状況でござ

います。

○河野(正)委員 官邸内と外の警備体制は十分に

連携がとれているという認識でよろしいでしょ

うか。はい。

そうしましたら、次に行きます。

結果として、上空から官邸に侵入を許してし

まったということは、危機管理上、看過できない

事態ではないかなというふうに思っております。

容疑者逮捕により、実は、約二週間もの間、発

見されることなく存在していたということが報じ

られております。また、容疑者本人のものとされ

るブログによれば、「ヤフーニュースで「官邸にド

ローン」遅せーよ職員！てゆーか警備員じやない

のか。」二週間放置で」というふうにあります。

御承知のように、警備員が見つけたというわけ

ではなくて、官邸の職員の方が屋上を点検してい

る

ときに見つけられた、新任の方が研修というこ

とで点検に行かれて見つけた、偶然見つかったと

いうことでございます。

今回の件を受けて、菅官房長官にお尋ねいたし

ますが、官邸警備についてどのように認識し、対

応していらっしゃるのか、お聞かせいただきたい

と思

います。

○菅国務大臣 今回の事態を受けまして、杉田官

房副長官のもとに関係各省の局長を集めまして、

もう一度警備体制の洗い直し、その対応策を練っ

ていたところでありますし、それに基づいて徹底

してこれからは行っていきたいというふうに思

います。

○河野(正)委員 しつかりと、やはり官邸が何か

あるということであれば大変なことになりますの

で、注意していただきたいというふうに思

います。

事件の後、ドローンを飛ばそうとしている者

は相次いで見つかりました。これまでは幸い

飛ばす前に発見されているものの、既に飛んでい

る場合には、官邸上空への侵入を阻止するとい

うことは極めて難しいことではないかと思

っております。

今回の、容疑者がドローンを操縦したと言われ

ている、先ほどおっしゃった赤坂の場所には、現

在パトカーが常駐している状態というふうに認

識しております。また、私がたまたま夜間に通り

がかった際には、多くの警察官が、そのパトカー

周辺にも自転車等で来られていたり、おられまし

た。しかし、一度行われた場所だけ注目してい

ても、本気で犯行を企てようとするれば、ほかにも

場所は幾らでもあるんじゃないかなと思

います。

繰り返しにもなりますけれども、現状で飛行物

体等による官邸敷地侵入をどのように防御する

つもりなのか、お聞かせいただきたいと思

います。

○高橋政府参考人 官邸警備の詳細につきま

してはお答えすることはできませんけれども、ドロ

ーンの関係では、まず、周辺でドローンを飛ば

せないための方策をとっております。これは、官

の周辺エリアの警戒とか検索を徹底しておりますし、不審者に対する職務質問を強化しております。ドローンによる侵入事案の未然防止に努めているというのが一つございます。

それからもう一つは、飛ばされてしまった場合の飛行中の小型無人機につきましては、上空警戒を徹底するなどによりまして、早期に発見し、その操縦者を早期に捕捉すること、それから、接近してくる小型無人機に対しては、資機材を有効に活用して対処することなどにより、その危害を排除することとしております。

○河野(正)委員 本日に現実には厳しい問題だと思いますので、十分な対策をとっていただきたいと思っております。

また、そもそも、我が国の官邸は大きなビルに囲まれております。先ほど小熊委員もお話していただきましたが、まず衆議院の会館からも真下に見えというような状況にあります。また、周辺にもビルがたくさんあります。こうした状況というのは非常に問題じゃないかと思っております。

例えば、フランス等では、周囲のビルを買い取ったり、ビルに出入りする者の身辺調査などを行ったりするなどの対応をしているというふうに聞いております。また、首相官邸の場合、オフィスビルだけではなく、ホテルや飲食店が入っているビルなど、さまざまな不特定多数の人々が自由に出入りできるような環境にあると思っております。

この点について、警備上の問題はないのか、認識をお聞かせください。

○高橋政府参考人 御質問の周辺のビルの対策でありますけれども、警察としては、官邸周辺のビル等の高層建築物につきまして、屋上等から総理官邸に向けてドローンを操作することが懸念されますことから、ビルの管理者に対して、屋上の施設管理を徹底すること、あるいは不審者を発見したときには迅速な警察への通報を依頼するというようなことで所要の対策を講じているところでございます。

○河野(正)委員 若干きのうの質問通告のときに

はお話していたんですけれども、やはり周辺の方には、例えばこれからビルを建てるときとか、そういったことについて何か指導というか協力要請とかはされているんでしょうか。わかりませんか。

○高橋政府参考人 事前にそういう建築の計画がわかりますれば、警察として、お願いでありますけれども、そういう対策上必要をお願いはするということとはございます。

○河野(正)委員 ありがとうございます。やはりいろいろなことは考えておかなければいけないと思っておりますので、しっかりと対応していただきたいと思っております。

まさに昨日ニュースがありましたけれども、東京・浅草の三社祭りでもドローンを飛ばすと予告していた十五歳の少年が、威力業務妨害の疑いで逮捕されたというところでございます。この少年は、長野県善光寺の法要でもドローンを落下させ、さらに、東京都千代田区の憲政記念館付近や議員宿舎付近の公園でもドローンを飛ばそうとして、警視庁から厳重に注意を受けていたということであり、これからの愉快犯にこういった事例が続く可能性が否定できないのではないかなというふうに思っています。

また、現在、超党派で重要施設の上空のドローンを規制しようという動きもあると思っております。

今回の少年のように、目立つ形で犯行予告などをしていけば、未然に防ぐことも可能であると思っております。しかし、さきの総理大臣官邸の事例のように、逮捕覚悟やひそかに計画を実行されるのであれば、なかなか防衛するということは難しいんじゃないのかなと思います。

また、この質問に先立ちまして、いろいろと調べておりましたら、昨日、五月二十一日の日経新聞朝刊の「記者手帳」というコラムに目がとまりまして、これは、衆議院の警務部においても飛んでいるドローン対策を研究中という記事でありました。妨害電波を飛ばすとか投げ網で捕らえる、こちらもドローンを飛ばして対抗する、そういった

ことが提案されているという記事でございました。

しかし、妨害電波等は携帯電話に悪影響を及ぼしてしまうことや、投げ網というのも、なかなか、本当に届くのかなと思いますけれども、実効性に乏しいんじゃないかということで、名案が出ていないというふうに書いてありました。

この記事では、警務部幹部のコメントとして、現実には素早く警察に通報するくらいで、一時間に一回は必ず国会の屋上を見回るなど警戒監視を強化しているが、手出しできない歯がゆい状態が続いているというふうに書かれております。

衆議院警務部として、現在どのような検討がされているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○近藤参事 お答えいたします。衆議院警務部におきましては、監視が毎日、毎時間、構内の巡視を行っており、不審者や不審物がなにかチェックをいたしております。

なお、首相官邸でもドローンが発見されました当日から、国会議事堂の屋上につきましても巡視を行っております。警備強化に努めております。

不審なドローンを発見した場合には、警察と協力して、必要があれば付近への立入禁止等の危険回避をする措置をとるということを考えております。

それから、先生がおっしゃった昨日の日経新聞の記事でございますけれども、現状といたしましては、衆議院警務部としては情報収集の段階にある、そういうふうには御理解いただければと思っております。

○河野(正)委員 では、まさに今この質問をしている時間帯にも飛来してきた場合はどのような対応されるか、もう一回お答えいただけますでしょうか。

○近藤参事 お答えいたします。

飛行中のドローンについてでございますけれども、これも同様に、院内におられる方々がドローンに近づかないように、これは危険回避のためで

すけれども、そのような注意を払うなどの、不審なドローンが落下した場合と同様の対応をとるということを考えております。

○河野(正)委員 よろしくお願いいたします。

官邸の警備体制につきましては今まで何一つまわりましたが、新聞等で総理大臣の日程等を見ておりますと、渋谷にあります私邸で寝泊まりされている様子がうかがえるんじゃないかなと思います。

安倍総理におかれましては、海外交流も極めて活発に行われておりますし、国会では今後、安保法制を初め多くの重大な議論が控えておられますし、極めて激務ではないかと思っております。総理大臣が健康や心身の平安を保たれるように、そういった環境を整えることは重要だと思っております。本日に住みながら我が家で生活されるということは大切なことじゃないかなというふうに理解しております。

ただ、その一方で、総理大臣が頻繁に官邸と私邸を往復することは警備体制確保の観点から非常に大変な問題ではないかな、大きな負担になっているのではないかと心配する声もございまして。決してテロリストに屈しないと強く主張される安倍総理は、同時に、御自身がテロの標的となる危険と隣り合わせでもないかと心配をしているところでもあります。リスクをできるだけ低くする行動も求められるのではないかと考えます。

こうした点につきまして、安倍総理を支える官房長官である菅官房長官の認識を一言お聞かせいただきたいと思います。

○菅官房大臣 まず、内閣総理大臣に対してでありますけれども、専門的に訓練を受けたSPが昼夜を分かたず身辺の安全確保のために警護活動に従事しているほか、私邸周辺の警戒に当たるなど、所要の警備措置を講じていただいております。

また、厳しいテロ情勢の中にあっても、総理の身に万が一の事態を生じさせないよう、引き続き警察において万全の体制で警護に当たらせる所存

であります。

そしてまた、総理が公邸、私邸、ここは、第一次政権の経験も踏まえて、最良のコンディションで政治活動ができるように、総理自身がそこを考えたが、今、両方をうまく使い分けているらうというふうに思います。

○河野(正)委員 ありがとうございます。

官房長官への御質問はここまででございますので、よろしければ退席していただいて。重要法案も控えておりますので、どうぞ。その後に厳しい質問をされる方がいらつしやるかもしれません。続けますが、総理大臣が私邸や別荘に滞在している際、飛来したドローンへの規制ということは何か考えておられるのでしょうか。

○高橋政府参考人 別荘等の総理の訪問先につきましても、S P等の警察官が常時身辺で警戒もしておりますし、周辺の警戒もしておりますので、それらの警察官が訪問先の上空の監視も含めて必要な警戒を行っているというところでございます。

○河野(正)委員 次に、接近時の対応ということで、今、御答弁にも若干あったかと思いますが、伺いたいと思います。

例えば、高速で移動中の車などをドローンで捕捉するということは難しいかもしれません。しかし、渋滞あるいは信号などで停止した場合、総理に限らず、閣僚、重要人物の乗っている車の上にドローンで何か爆発物等を落下させることは可能なのではないかなというふうに危惧いたします。そして、安倍総理は時折でしょうか、盛んにでしようか、ゴルフもされていらつしやると思えます。

こういった際の上空警備をどのように考えられているのかを教えてくださいたいと思います。

○高橋政府参考人 まず、総理が車両で移動している際の警護体制でございますけれども、総理が車両により移動する際には、総理車の直近にS Pが運転する警護車を必ず配置しております。周囲の状況をしつかり判断して、何かあれば退避す

るとか所要の措置をとることにしております。

それから、ゴルフ等につきましても、基本的には先ほど同じ答弁になるんですけども、S Pが必ず直近、身辺におりますので、そういう者が上空の監視等を含めて必要な警戒を行っているというところでございます。

○河野(正)委員 ドローン規制のあり方について伺いたいと思います。

与党を中心に、ドローンなどの無人小型飛行機が官邸等の上空を飛行することを禁止する議員立法が早急に検討されていると認識をしております。しかし、その対象は、国会や最高裁判所など官邸周辺の施設にとどまっております。ドローンの無秩序な飛行が危険を及ぼす施設は、これらにとどまらないと考えております。

例えば、小委員会も若干触れましたけれども、原子力発電所なども該当するのではないかとこのように考えております。また、御承知のように、原発は、とまっていたとしても、非常に、極めて多くの危険性をはらんだ施設であると思っております。閣法も考えられているというふうに言われておりますけれども、政府の認識についてお尋ねしたいと思えます。

○蔵持政府参考人 お答えいたします。

小型無人機の対応につきましては、小型無人機に関する関係府省庁連絡会議におきまして、政府一丸となって検討を進めているところでございます。

五月十二日に開催された同会議におきまして、小型無人機に関する当面の取組方針というのを決定されたところでございます。この方針につきましては、「緊急に取組を開始する事項」といたしまして、重要施設に関する「警戒警備態勢の強化」であるとか、あとは、「安全・安心な運航の確保等に向けたルール作り」を行うことを決定されたところでございます。

小型無人機に關しましては、これまで航空法の規制の対象外ということでありましたけれども、ロボット革命における産業育成や振興の観点との

バランスに配慮しながら、まずは、安全、安心な運航の確保に向けたルールを整備することということで、現在、関係府省庁間での検討が進められているところであります。五月中にルールの骨子を取りまとめまして、関係者に対する周知等調整を経た上で、今国会に必要な法案を提出すべく、今現在準備を進めているところでございます。

○河野(正)委員 一方で、東京都は、都立公園でドローンを飛ばすことを禁止し、他の自治体にも同様な動きが広まっていると思います。冒頭に述べましたように、ドローンの有効な活用は多くの可能性がございます。ドローンを飛ばすこと自体が罪とみなされるような雰囲気となっていることは、極めて遺憾に思っております。

まず、国が管理する公園等においてドローンを使用することはできるのか、見解を伺いたいと思います。

○高橋政府参考人 国が管理する公園でのドローンの飛行についての御質問だと思いますけれども、特設、現時点、規制されているというふうには承知しておりません。

○河野(正)委員 一応通告させていただいておりまして、皇居周辺の公園等々では、管理している環境省等へも働きかけているということだったのですが、そうお答えいただけるかなと思つたんです。それでよろしいでしょうか。

では、もう一回お願いします。

○高橋政府参考人 済みません。警察としましては、そういう公園の状況を踏まえまして、総理官邸でありますとか皇居等の重要施設周辺の公園につきましては、ドローンの操作場所となり得ますことから、その管理者に対して、ドローンの飛行を禁止するよう働きかけを行っております。具体的には、北の丸公園とか皇居外苑について環境省等にお願いをしているというところでございます。

○河野(正)委員 ありがとうございます。ちょっとどつきりいたしました。

を所持しているだけで警察官による職務質問を受けるようになってしまふのか。現在あるいは今後、警察がどのような考えで取り締まりに臨んでいるのかをお答えいただきたいと思えます。

○高橋政府参考人 ドローン自体は禁制品でも危険物でもございませんので、それを持っていることだけで捜査の対象になるということではございませんけれども、総理官邸や皇居等の重要施設の周辺において小型無人機を操作しようとしている者を警察官が発見した場合には、その飛行により周囲に危険を及ぼす可能性がありますことから、小型飛行機を飛行させないよう必要な措置、指導とかお願いというレベルでありますけれども、そういう措置を講じるということにしております。

○河野(正)委員 どのような技術であれ道具であり、使う人間によって利便を高めることにもなり、危害を加えるようなことにもなってしまう。肝心なことは、規制と活用のバランスをどのようにとればいいのかという点であるというふうに思えます。

例えばイギリスでは、無人小型飛行機を自由に飛ばせる空間を指定するなど、技術の向上、活用の観点からの取組も進められています。我が国でも、ドローンの技術を防災や災害、治安対策などさまざまな分野で活用するとともに、技術そのものの革新を進めるための環境を整えていく必要があると思えます。

政府の取組みでは、ことし二月に策定されたロボット新戦略が取り上げられていますが、今後、小型無人飛行機の技術についてどのような姿勢で臨んでいくのか、きょう経産省の方に来ていただいておりますので、お願いします。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の、本年二月に日本経済再生本部で決定されましたロボット新戦略につきましては、インフラ、災害対応分野を今後のロボット活用を進めるべき重要分野の一つとされまして、いわゆるドローンを含む小型無人機の活用を含めたインフラ維持管理、例えば橋梁等のインフラ維持管

理、あるいは土砂災害、火山等の災害対応のロボットの研究開発を支援することとしてございます。

具体的には、現場で真に使えるロボット開発を進めるため、国交省と連携しながら、まずは、経産省が開発を資金支援しました小型無人機につきまして、国交省の直轄のフィールドで実証実験を行いまして、現場の評価をまた開発現場にフィードバックするという形で研究開発を進めているところでございます。

現在、先ほどの御答弁にありましたようなルール整備とあわせて、このロボットがさまざまな場面で有効かつ安全に活用されるような世界一のロボット利活用社会を実現するように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○河野(正)委員 来年には我が国でサミットが開催される予定と聞いております。また、五年後の二〇二〇年には東京オリンピック・パラリンピックの開催も控えております。危機管理や警備体制を整える際には、決して縦割りではなくて、文字どおり政府一丸となって取り組んでいくこと、そして次々とあらわれる新たな技術に適時適切に対応できるような体制が求められるというふうに思っています。

事件、事故を起こさないための危機管理、そして警備体制はもちろん重要ですが、不幸にして仮に起きてしまった場合の対策も万全にしておかなければならないと思います。

最後に、山谷国家公安委員会委員長の認識を伺いたいと思います。

○山谷国務大臣 国家の行政機関の中核である首相官邸の屋上に小型無人機が落下した、その発見に一定期間要したことは、非常に重く受けとめているところでございます。

来年開催される主要国首脳会議や平成三十二年に開催されますオリンピック・パラリンピック東京大会では、世界じゅうから多数の要人、選手団、観光客が集まります。国際的な注目度の極め

て高い行事であるため、テロの格好の対象ともなり得るということでございます。

こうした行事において我が国が開催国としての責任を果たすため、関係省庁と緊密に連携して、国民の皆様の理解と協力を得ながら、本日、委員から御指摘がさまざまございました小型無人機を利用したテロ等への対策を含め、警備に万全を期すよう警察を指導してまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 一〇〇%の安全ということはないと思いますが、限りなく一〇〇%に近い努力をしていただきたいと思います。

○井上委員長 次に、泉健太君。

○泉委員 民主党の泉健太でございます。

本日二度目の質問になりますけれども、よろしくお願いいたします。

また、官房長官もお越しいただきましてありがとうございます。

私自身は、通告は、ドローンの問題を初めとした官邸の危機管理、これがまず一つ、そしてもう一つは、安全保障法制が始まるということで、やはり官房長官の御見解を伺いたいということで予定をしておりますけれども、まず、ちようどきのう、まさに公表、発表されました邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会の検証報告書、このことについて御質問させていただきたいというふうに思います。追加質問になりますことをどうかお許しください。

きのう、私もテレビを見ておりまして、官房長官が御映りになられている姿も拝見をさせていただきました。二名が大変残忍な殺害をされたということで、日本国民全員が怒りを持ってこの事態を受けとめているということであろうと思います。

そしてまた、政府におかれましては、大変長期にわたる各方面における御努力をなされまして、中山副大臣もヨルダンの方で本当に懸命な御努力をされたことを含め、外務省、警察庁、その他各

省職員、また官邸内部、本心に心から、そのことに対しての御苦労に敬意を表したいというふうに思います。

その前提で、この報告書が出ましたので、少し私も報告書について触れさせていただきたいというふうに思います。

まず、私が報告書が出る以前から少し気になっていたことがありまして、一つ一つの事案を形で捉えると、それは人質事件。人質事件と呼ぶ場合とテロ事件と呼ぶ場合がもしあったらあるのかなと。

私は、これまでは、我が国の中では、人質がとられた事件は基本的には人質事件というふうに世の中では扱われてきたような感じもするんですが、今回はどちらかというと、ほとんど、人質事件というものは多少報道もされたかもしれませんが、主には政府の発信は、やはりテロ事件というように発信のなされ方をされていたというふうに思います。

例えば、過去、ダッカの人質事件ですか、もちろん、国内においても人質事件というのはあるかと思いますが。誰か国民が不当な勢力ある個人によつて拘束をされ、何かしらの要求を受けているというこの状態は人質事件であるというふうな解釈だろうと思えますけれども、改めて、今回のこの後藤さん、そして湯川さんの事件というのは人質事件だという認識でよろしいですか。

○菅国務大臣 相手がISILという、ある意味で国家でもなく、しかし、テロリスト、そういう中で行われた事案でありましたので、政府としては、今回についてはテロ事件という形で対応をさせていただいてきたところであります。

○泉委員 私も、恐らく、人質事件というものの一つ一つ想定をしていくと、人質事件全てがテロとはなかなか呼べないような、純粹なと言っておかしいですが、まさに身の代金を要求し、そのみで単純に解決できるようなものについては、これはなかなかテロとは言いがたいかもしれないというふうに思うんです。

一方で、なぜ今回この事件をテロと呼ぶのかといえは、今、官房長官がおっしゃったように、相手が不当な要求をする勢力であったり、実情がよくわからない勢力であったり、非常に残忍性を持っているというところであろうと思います。そういう意味で、テロと呼ぶに間違いはないというふうに私は思います。

ただ一方で、これは認識の問題というかイメージの問題かもしれませんが、常にテロ、テロ事件と言ふことは、それは今回でいえばISILですね、その団体を指して、テロ行為を行っている者という意味でテロ事件ということになるかと思いますが、人質事件となれば、それはやはり被害に遭った人間を主体に考えるものだと思うんですね。

この報告書にも数多く、やはり人命の救助というか、人命を守るということに最も重きを置いてきたというふうには思うんですが、ともすれば、テロに対する闘いというもののみがクロージアアップされることによって、個人の命が軽んじられてしまっているのではないかなという懸念も私は一部あるのではないかなというふうに思っております。

例えば、この報告書の中、非常に難しい書かれ方だと思いますが、九ページには、「政府としては、テロには屈しない」との基本的立場を堅持しつつ、人命を第一に対応し、「という言葉が書かれておりまして、テロには屈しない」との基本的立場を堅持しながら、人命を第一に対応する、これは非常に難しい対応であろうかな、そんなふうに思います。

その中で、非常に今回、特に日本からも遠い地域であり、なかなか情報もつかめないという厳しい環境もあったかと思いますが、テロには屈しないというこの言葉の意味、これが何を指すのかというところであります。

例えば、過去、我が国は、超法規的措置で政治犯を解放したということもあったかと思いますが、これはテロに屈したというふうに思われます

でしょうか。

○菅国務大臣 私は、結果的にそうだったと思います。

○泉委員 続いて、イスラム国の関連、ISILの関連でいいますと、例えばフランス。これは四名の人間が、何らかの形でしようけれども、解放されております。フランス政府もそこに関与をされた後、たしか被害者というか人質の方は、解放された後のコメントで、フランス人によかった、フランスは自国民を見捨てない国なので私はフランス人によかったというコメントを出されている。それが正しいかどうかは別にして、フランスの人質が政府の交渉によって解放されたということがございます。

これは、ある意味、テロに屈するということになるんでしょうか。

○菅国務大臣 どういう形でフランスの方が解放されたかは定かではありませんけれども、私は、そのことがテロに屈したということには、内容がよくわかりませんから確たるものはありませんけれども、必ずしもそうではないと思います。

○泉委員 イタリアも、二名の方が何らかの形で解放されております。いろいろ身の代金の額は報道ベースでは伝わっているという状況です。

そうすると、テロに屈するということは、相手側と交渉することがテロに屈することなのか、それとも、相手側の要求に応じることがテロに屈することなのか。具体的には、相手側の要求に応じるとい場合には、多くは一つは身の代金ですね。ですから、例えば政府が身の代金を払う、これはテロに屈するということなのか。そして、具体的、さっき言ったような政治犯の釈放とかそういうものに依拠する、これがテロに屈することなのか。

官房長官にとっては何がテロに屈するという行為なのかということをお答えいただけますか。

○菅国務大臣 テロを恐れる余りに、卑劣な暴力を行使するテロリストの要求や、その意図を酌んだ行動をとることがテロに屈するというふうに考

えております。

ただ、人命を救出する、まさに日本政府は、日本国民を無事に救出することが政府の最大の責任だというふうに思いましたので、私たちは、総力を挙げて、奪還のためにありとあらゆる可能性を駆使してきたということでありまして。

例えば、私たちは、直接ISILには、交渉する相手方もわかりませんから、そういう意味で、あの中東の中で勢力のある、さまざまな部族の責任者だとか、あるいは宗教の責任者だとか、あるいはヨルダン国やトルコ国、こうしたさまざまな外交努力だとか、そうした救出のために政府としては全力を尽くすことができたというふうに思いますけれども、結果は、本当に申しわけない結果だったというふうに思います。

○泉委員 その意味では、テロに屈する、屈しない、特に、交渉をすること自体、アクセスをすべくあらゆるチャネルを使う、あるいは使おうとすることそのものは、テロに屈するという意味ではないという、今うなずいていただいています。最終的に、そういうことであろうかと思えます。最終的に、相手方の希望をかなえてしまうような、これは屈するということかもしれないけれども、最大限アクセスに努めるというような御趣旨であったというふうに思います。まさにそういうことではないのかなというふうに思います。

非常に単純化をしていますが、先ほどお話しをしたようなフランスやイタリアでは、時に、身の代金の要求に応じ、人質が解放される。ヨーロッパ諸国は、結構そういう話が散見されていると認識しております。

一方で、アメリカやイギリスは、これは基本的には交渉に応じないという国であろうかなというふうに思います。もちろん、例外もいろいろあるでしょうけれども。アメリカやイギリスは、大胆な救出作戦そのものを模索するという立場でありますので、そこは、ある種、応じないことと大胆な救出作戦をするということはセットで考えられているので、交渉には応じないという姿勢を堅持

ができるということだと思います。

一方で、我が国は、恐らく、大胆な自衛隊を活用した直接的な救出作戦ということ、これは想定はなかなかしにくい、できないわけですね。そうすると、我が国は、ともすればですが、救出作戦もできないけれども、テロには屈しないからといって相手と交渉をしないとか、そういう国になつてしまう可能性がある。私はそれではいけないというふうに思うんですね。

今お話の中で、私自身も安心をある意味いたしましたけれども、今回のこの報告書の中でも書かれておりますけれども、さまざまな過去の類似の人質事件の経験等も踏まえて、必要な説明、助言を国内御家族にはされる一方で、あらゆるチャネルを使って、何とかして相手側にアクセスできないかと。

これは、相手側にアクセスできないまま相手側の要求に応じるといのは、不当な要求が不当なままになつてしまうことも含めて、やはり、少なくとも相手側に何らかの要求があるのであれば、その要求をしている本体、本人、またそれが正当な要求なのかというか、それが間違いない相手側からの正しいメッセージなのかということも含めて、一つ一つを確認していかなければいけないということであろうと思えますが、そういう努力はこれからも必ず最大限にやっていく国家なんだということ、改めて御決意をお述べいただきましたというふうに思います。

○菅国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、まさに国民の生命を守る、これがやはり国家としての最大限の責務であるというふうに思っておりますので、今回につきましても、日本としては直接交渉はできなかったんですけれども、さまざまなルートを行使して、邦人救出のためにそうした対応はしていたということでありまして。

○泉委員 ささまざまな形で、この事件が表面化して以降、一応、政府としてはそれ以前もということとかもしませんが、御家族への対応あるいは初動について十二分に対応してきたということが書

かれています。

当初は、政府としては、十二月三日までの対応というのは、「事案の性質上秘密の保全に留意するとともに」それは当然です、「静かな形で、関係国と緊密に連携しつつ、情報収集に全力を挙げ、邦人の保護を最優先に対応した。」というふうにかかれておるんですが、相手側が不当な集団であることは明白である、しかし、やはり人質事件であるということが最も先に来るべきであつて、そういう意味では、相手がいかに不法な、不当な集団であろうとも、やはりそこをアクセスをする努力、これは政府としては今後もしていただきたいということを、私からまずお願い申し上げたいというふうに思います。

そういう意味で、十二月三日まで、静かな形でと書いてあるんですが、本当に最大限の、相手側との、ある種、静かなりとも積極的な情報収集に当たられていたかということが私は聞われているのではないのかなというふうに思います。

これは、この報告書になかなか書きにくいこともあつたかと思えますけれども、ぜひ今後、こうした人質事件が起こらないこと、まずこれが第一ですので、政府としてのその予防対策も行っていかなければいけません、最大限の政府としての努力、人命を守る努力をお願いしたいというふうに思います。

そして、続いて、通告のあつた質問に移らせていただきますというふうに思います。

まず、ドローンを初めとした官邸の危機管理について質問をさせていただきたいというふうに思います。

今、政府、与党両方でこのドローン対策が進んでいるという状況でありますけれども、ですから、議員立法の方も進んでいるという状況であります。

今、私も、民主党の側でこの議員立法の担当をさせていただいておりまして、自民党の福井照先生と一緒に議論をさせていただいておりまして、ここでは主に、議員立法としては、重要施設にお

けるドローン規制を行つていこうということになつております。

野党側法案担当者としてなかなか見えにくいのは、政府と与党がどういう仕切り、仕分けて、何を議員立法でやり、何を政府が担当しようとしているのかというのがちよつと見えない部分がございます。

院のことは院のことというふうにおつしやるところはあると思いますが、少なくとも、政府としては何をしようとしているのかということについてお答えいただきたいと思っています。

○菅国務大臣 ドローンのこの事案が発生をして、官邸でそうした対策会議を開くのは、これは当然のことですけれども、党としても、いち早くこの警備について、二階総務会長を中心に議員立法をやるということの動きの中で、私ども官邸にお越しをいただきました。そして、党としては、とにかく重要施設の警備体制、そうしたものを取り急ぎ今度の国会でということでありました。大変力強く実は思ったところであります。

今、委員が民主党のその政策の責任者だということでありまけれども、議員立法というのは、それぞれの政党の中で方向性を出していただければ、ある意味で、時間がかからなくて応急的に対応することができるわけでありまして、まず緊急的に、重要施設の警備を中心に、議員立法ということをお願いをさせていただいてあるというふうに思っています。

また同時に、これは、ただ、主要な施設だけではなくて、国民の皆さんのこれからの生活、また生命とか安全、そういうものにも大きな影響が出てくる案件でありますので、すぐやるべきこと、また長期的にやるべきこと、そうしたものを政府としては取り組んでいるところであります。

特に、先ほど小熊議員からもありましたけれども、規制だけでなく、やはり、将来についても、これは活用すべきだ、いろいろな活用方法もあるだろうというふうに思っていますので、そうした全体の中で政府は今取り組んでいる、そういうふう

うに御理解をいただければありがたいと思います。

○泉委員 少し抽象的なお話でありましたけれども。

私は、ドローン対策を初めとした官邸の危機管理というふうな今回実は考えておりまして、ドローンは、注目を集めて世の中を席巻しているような状態ですね。そのドローンは防いだけれども、実は何か似たようなものは防げなかったというのが最も格好悪い対応ではないのかなと思つておりまして、やはり、一定、しっかりと、ドローン対策を通じてどうか、ドローン事件を発端として、官邸の危機管理というものがそれなりに見直されなければならないというふうに思つております。

まず、官邸内の警備体制ですけれども、ドローンの発見に至るまでたしか二週間ぐらいかかったというところでありましたけれども、そもそも、屋上、屋根の部分が定期巡回の対象になつていなかったのではないかとという話もございました。そういう警備の問題ということが一つ。

そしてもう一つは、官邸にも当然、官邸をいかに守るか、官邸の中でいかに避難をするかというさまざまなマニュアルがあるとと思うんですが、屋上に何かが落下をする、何かが飛来をする、あるいは何かが散布をされる、こういうことについて想定をされた何かマニュアルというものが存在していたかどうか。これをお答えいただけますか。

○菅国務大臣 総的に私がお答えしたいと思ひますけれども、総理大臣官邸は国家の行政機関のまさに中枢であります。ここに今回のような事案が発生したことについては、政府としては大変重く受けとめておるところでありまして、二度と再びこうしたことがないように、その見直しをすべく、官房副長官を中心に、関係省庁の警備責任者を集めて、今、対応策をとつておるところであります。

個別具体的なことについては、事務方から答弁させたいと思います。

○山崎政府参考人 官邸内の警備につきまして、平成十四年に総理大臣官邸が始まりましてから、現在の供用開始に伴ひまして、官邸事務所に所属する警務官が警備に当たつてございます。それからまた、警視庁の官邸警備隊、機動隊と緊密に連携しつゝ警備を行う体制となつてござい

ます。具体的にどのようなマニュアルがあるとかないとかにつきましては、事柄の性格上、答弁を差し控えたいと思います。よろしくお願いいたします。

○泉委員 多少は予想はしていますけれども、しかし、もう終わったことで、これから対策もしていかなきゃいけないというか、もう既に対策はしていただいてはいるはずだと思うのですが、何もわからないのでは、こちらも言いようがないので。まあ、しょうがないかもしれませんね。

しっかりとマニュアルをそれぞれつくつて、私、再三言いますけれども、ドローン対策、ドローンが飛来したから上の方ばかりまた見ていると大変なことでは、ちゃんと下も前も後ろも見えていたかなきゃいけないし、常にそういう視点を持つて考えていたいただきたいということであります。

さて、きょうは資料を配付しておりますが、まず資料の一枚目を見ると、「シークレットサービス長官が引責辞任、ホワイトハウス侵入事件で」ということなのであります。

先ほど、官房長官から、ある種国民に対するおわびの言葉があつたかなというふうに思うわけですが、アメリカではこれぐらい重たいということなんですね。これぐらい重たいんだと。長官です、長官。シークレットサービス長官が引責辞任をする。ホワイトハウスに男が侵入した事件。やはりこれぐらいの責任感を持つていただくということが非常に大事ではないのかなというふうに思ひます。緊張感ですね、そういった緊張感をやはり持つていただかなければいけないというふうに

思ひます。

官房長官、改めて、官邸の警備体制も含め、起こつてしまったことについて、官邸内部、担当者に対して、この一件を受けて、どのような指示と

いうか言葉を述べられたんでしょうか。

○菅国務大臣 先ほど申し上げましたように、行政のまさに中枢機関である総理官邸にこのような事案が発生したことに對して、極めて重く受けとめておりまして、私はすぐに事務の官房副長官を呼びまして、この警備体制をもう一度、一から見直しをするように指示したところであります。

○泉委員 どなたが何らかの責任というのはとられたんでしょうか。

○菅国務大臣 官房副長官のもとで、関係省庁、この警備は省庁をまたがる部分もありますので、そうした責任者を集めて対応策をとり、そのため

に今取り組んでいるところであります。

○泉委員 そういった意味では、何かしら処分を受けた方は誰もいないということですね。

○菅国務大臣 この事案を機に、二度と再びこうしたことがないように徹底をすることで、今全力で取り組んでいるところであります。

○泉委員 外部からなぜ起きたんだとか責任をとれと言ふのは簡単なことでありますので、私はこれ以上、今、責任をというお話はしません。しかし、次ですね。このシークレットサービス長官が引責辞任をしたのは、一発で辞任をされたわけじゃなくて、不祥事が相次いだことを受け引責辞任というふう

さて、ドローンでありますけれども、今、さまざまに協議をさせていただいております。

ちょっと、この資料をめくっていただきますと、非常にわかりやすいようで、いろいろなことを考えなければいけなくて、まず、国土交通省の資料で「航空法上の航空機である場合とそうでない場合」というものがありまして、基本的には、航空機は航空法で規制をなされますので、当然ながら、飛行機等は規制対象になるわけです。飛行機、回転翼航空機、ヘリですね、滑空機、グライダー、飛行船、そして超軽量動力機というのもそうですね。こういうものは航空機になるわけです。あるいは、無操縦者航空機というのも、飛行船のイメージでしょうか、そういったものが航空機。

しかし、ドローンは、御案内のとおり、右側の「人が乗ることができないもの」の三番目、模型航空機という部類に入りますので、このところは航空法の規制外ということになります。気球も、どこ吹く風で飛ぶものだから、「航空の用に供することができないもの」という分類になっております。

今回は、模型飛行機を主には規制しようという考え方であるわけなんです。では、模型飛行機を規制すれば十分なのであるかということが私の一つの論点であります。

ページをもう一回戻っていただくと、先ほどのシークレットサービス長官の下、「米議会敷地に小型ヘリ侵入、操縦の郵便局員逮捕」、これは最近です。先月の十六日、テレビでごらんになりました方もあるかもしれませんが、小型ヘリコプター、ジャイロコプターで連邦議会議事堂の芝生に着陸ということがございます。

もう一度ページを開いていただくと、先ほどのハンググライダー、パラグライダーというところが出てくるわけなんです。

実は、私の資料の、さっき説明したジャイロコプターという小型ヘリコプターは、これはぎりぎり超軽量動力機、航空機の方に当たるということ

であるんですけれども、ハンググライダーやパラグライダーは人間が飛ぶための補助機みたいなことでありまして、航空機ではないんですね。ですから、今回の、我々が今考えているところの対象外なんです。

実は、このパラグライダーは、単純に全く動力をつけずに飛ぶパラグライダーと、モーターパラグライダーというものがありまして、皆さんもごらんになられたことがあるかもしれない、後ろに扇風機みたいな大きなものを付けてパラグライダーをするものですね。

ハンググライダーやパラグライダーは、普通は上昇はできないわけですが、モーターがつけば、長時間航続することもできれば、浮揚することもできるわけがあります。そういった意味では、上空を旋回することもできるようなものなんです。

さて、実は今、議員立法の協議中なんです。現在、原案の中では、模型航空機のみが対象になっておりまして、私は、モーターパラグライダーというものの侵入の可能性というものはやはり考えなければいけないんじゃないか。非常に小型ヘリコプターと似ている性質を持っているということなんです。

きょう資料としてはお持ちしていないんですが、過去にもあつたんです。一九九四年十月三十一日、「パラグライダー 皇居の上空を旋回 規制なく警察困惑」、こういう新聞記事もあって、二〇〇〇年代にも、モーターパラグライダーで皇居の上空を旋回した人間があるということになっているんです。いずれも、残念ながら航空法の対象外ということで、困ったことをしてくれちゃ困るよということで帰されているというような状態です。

しかし、ドローンのことが今回明らかになったように、上空を旋回できるわけですね。ですから、着陸したら住居侵入罪で逮捕できますなんていう話は一方であるわけですが、着陸せずに上であかしらの行動ができる可能性があるということ

を考えると、さあ、これは危険でしょうか、危険じゃないでしょうかという話になってくるわけなんです。

ドローンというの、あるいは小型ヘリ、無線操縦のラジコンヘリみたいなもの、なぜ今回規制をするのか、そしてなぜ危険なのかということ考えた場合、それは、もしかすると何か危険物を運ぶかもしれない、そして危険物を散布するかもしれない、そういう可能性はあるわけですし、それと同種の機能という役割を果たすことができる、それがこのモーターパラグライダーだとすれば、これはやはり同じように危険が生じるのではないかと今ふうに考えております。

事務方で結構ですけども、通告もしておりますが、政府としては、このモーターパラグライダー、重要施設の上空を旋回されたり、それがテロに使われたりという危険はないとお考えでしょうか。

○菅国務大臣 今委員御指摘のパラグライダーやジェットバック、こうしたものについて、確かに、人が操縦するものでありますから、官邸の周辺とか重要施設に来た場合は、ある意味で、発見することはドローンと比較して容易かなというふうには思いますけれども、しかし、まさに先ほど御指摘いただきましたように、緊張感を持って、ありとあらゆる可能性、テロを含めて、そういったものを排除するためには、こうしたものも何らかの対応策というのは当然考えるべきであろうというふうには私は思います。

○泉委員 官房長官、ありがとうございます。

私も冒頭お話ししましたが、ドローンは規制しました、次の日に別なものが飛んできたけれどもこれは規制対象物に入っていないでしては、余りに格好悪いわけですね。ですから、やはりそういう可能性のあるものをいかに排除するかというところが大事でして、どうしても、ドローンが来たとなると、ドローンだ、ドローンだとドローン対策に陥ってしまうという、そこは気をつけなければいけないと思っております。

私自身は、ハンググライダー及びパラグライダー、この中には飛行に際し原動機を用いるものを含むということでさっき言ったモーターパラグライダーというものも入れて、それを誰かが装備して、その操縦によって飛行する、またそのことによって対象施設に危険を生じさせる、そのために使用されるおそれがあるものを規制するという考え方、こういうふうにしていくことがまさに当面万全な対策ではないのかな、そんなふうに感じているわけでありまして。

ただ、気をつけなければいけないのは、今我々が考えている法律の中では、ドローンについては妨害または破壊ができる、侵入した場合にはそういった措置ができるということになっているわけですが、これは、パラグライダーになると人が乗っていますのでなかなか撃ち落とすということにはならなくて、墜落の危険を生じさせるということについては非常に限定はしていかなければいけないということはあるかと思っております。

さはさりながら、事例として九〇年代にも二〇〇〇年代にも、ビル風がいつぱい吹くからこの周りは大丈夫だよなんていう説明も政府の中にはあるんですが、皇居なんというものは、それはまさに飛べますよね。そこから今のモーターパラグライダーであれば議事堂に至り、官邸に至るといのは十分あり得ることだというふうには私は思っております、ここはぜひこういふことを加えていくということが大事であるというふうに思います。

さらに言えば、今回、資料の中にもつけさせていただいておりますけれども、地図がありまして、今想定をしているものは国家の重要施設ということで、国会、首相官邸、最高裁、皇居、そして赤坂御所の敷地、区域及びその周辺を飛行禁止地域としようという今想定しているところでありまして、特に、白抜きの字で地図に書かれているところが対象地域、そして、そこから三百メートルというところでありますので、全体としては少し面的な規制がかかるということがイメージ

されます。

ただ、これも詳しく見ていくと、この時点では副議長公邸は対象外でありますし、衆議院あるいは参議院の宿舎も、点線の中に含まれるものは対象なんですが、一部この地域内に含まれないものもある。例えば衆議院の青山宿舎なんというのもそうでしょうし、乃木坂にある衆議院の副議長公邸もそうでしょうしということ、それは今後やっていかなければいけませんし、中央省庁も半分が今この点線で囲まれているエリアでありますので、そういったことも今後考えていかなければいけない。

さらには、当然ながら、原子力施設、そして自衛隊や警察をどうするのか、そういうのもろもろも含めて今後考えていかなければいけません、それは第二弾、あるいはそれ以降ということになっていくでしょう。

しかしながら、繰り返しになりますが、国家の重要施設に対する危険物の飛来をやはり何とか阻止しようということの趣旨でありますので、今お話をさせていただいたモーターパラグライダーということについては、ぜひともこれを入れていくような頑張ってまいりたいというふうに思います。

さて、もう一つ安全保障の話をしていただくように思っております。ただ、これについては、非常にもう時間が限られておりますので、今後にさせていただきたいというふうに思います。

官房長官、一点だけでありますけれども、党首討論の中で安倍総理はおっしゃいました。海外の領土や領海に入っていくことは許されないという発言を安倍総理は再三なされたというふうに認識をしております。これは、武力の行使を目的として、戦闘行為を目的として海外の領土や領海に入っていくことは許されないという、二つの修飾語というか、前提の言葉がついているわけです。いわゆる海外派兵はない、外国の領土に上陸して戦闘行為を行うことを目的に武力行使を行うことではないというふうにおっしゃられているわけ

ですが、とはいいながら、海外の領土、領空、領海にある種自衛のための攻撃を行うということは当然あり得る、兵隊が上陸するという話ではなく、日本の自衛隊が時と場合によっては相手国の領土、領海に対して攻撃を加えなければいけないときがある、それはそういう解釈でよろしいですね。

○菅内閣総理大臣 政府は、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領域へ派遣する、いわゆる海外派兵でありますけれども、これについては、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないものというふうに解しています。

その上で、他国の領域における武力行動であつて、新三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないというふうにも考えます。

いずれにせよ、これまでも繰り返しまいりましたけれども、自衛隊が武力行使を目的として、かつての湾岸戦争だとか、あるいはイラク戦争での戦闘、すなわち、一般の方々がいかに思ふか、敵を撃破するために大規模な空爆や砲撃を加えたり、敵の領土に攻め込むような行為に参加することはないということでありま。

○泉委員 終わります。ありがとうございます。

○井上委員長 これにて本日の質疑は終了いたしました。

○井上委員長 次に、内閣提出、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。山谷国家公安委員会委員長。

〔本号末尾に掲載〕

○山谷内閣総理大臣 ただいま議題となりました風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しについてであります。

その一は、キャバレー等の客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業について、料亭等の客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業に含めて規制することとするものであります。

その二は、一定の場合を除き、ナイトクラブ等の客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供するものについては、都道府県公安委員会の許可を受けた場合には、特定遊興飲食店営業として深夜においてもその営業を営むことができることとするものであります。

その三は、ダンスホール等の客にダンスをさせる営業を本法による規制から除外することとするものであります。

第二は、特定遊興飲食店営業に関する規定の整備についてであります。

その一は、特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、公安委員会の許可を受けなければならないこととし、許可の基準として人的、物的欠格事由

を設けることとするものであります。

その二は、営業所の構造、設備の維持、照度の規制、騒音及び振動の規制、接客従業者に対する拘束的行為の規制等、特定遊興飲食店営業業者等が遵守すべき事項や禁止行為について定めるとともに、これらに違反した場合における公安委員会の行政処分についての規定を整備するものであります。

その三は、特定遊興飲食店営業業者の団体の届け出に関する規定を整備するものであります。

第三は、良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備についてであります。

その一は、風俗営業業者や特定遊興飲食店営業業者が深夜にその営業を営む場合に、客が営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならないことや苦情の処理に関する帳簿を備えなければならないことを義務づけることとするものであります。

その二は、風俗営業や特定遊興飲食店営業の営業所が集中している地域等、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域における風俗環境保全協議会の設置に関する規定を整備するものであります。

その他、風俗営業の営業時間の制限の緩和に関する規定の見直し、ゲームセンターへの年少者の立ち入らせについて条例により制限することのできる事項の拡大等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、ダンスホール等を本法の規制から除外するための規定については公布の日、特定遊興飲食店営業の準備行為に係る規定については公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜ら

んことをお願いいたします。
○井上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十七日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第二条第四項中「第六号まで」を「第三号まで、第五号及び第六号」に改める。

第二十六條第二項中「第二條第一項第四号、第七号」を「第二條第一項第七号」に改める。

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 深夜における飲食店営業の

規制等(第三十二條―第三十四條)」を 第

節 特定遊興飲食店営業等の規制等

第一款 特定遊興飲食店営業の規制等(第三十一條―深夜における飲食店営業の規制等(第三十二條―第三十一條の二十五)に改める。

第二款 深夜における飲食店営業の規制等(第三十二條―第三十一條の二十五)に改める。

第十二條―第三十一條の二十五)に改める。

第十二條―第三十一條の二十五)に改める。

「待合」を「キヤバレー」待合に改め、「(前号に該当する営業を除く)」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「客席における」を「営業所内の」に、

第一類第一号 内閣委員會議録第八号 平成二十七年五月二十二日

「第一号から第三号までに掲げる」を「前号に該当する」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同条第四項中「第五号及び第六号」を削り、同条第十一項第三号中「接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業」を「前二号に掲げる営業」に、「日出時」を「午前六時」に改め、同号を同項第四号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

三 特定遊興飲食店営業

第二條中第十一項を第十三項とし、第十項の次に次の二項を加える。

11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。)で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むものの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く。)をいう。

12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一條の二十二の許可又は第三十一條の二十三において準用する第七條第一項、第七條の二第二項若しくは第七條の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

第四條第四項中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第四号」に改める。

第十三條の見出しを「(営業時間の制限等)」に改め、同條第一項を次のように改める。

風俗営業者は、深夜(午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。)においては、その営業を営んではならない。ただし、都道府県の条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後において当該条例で定める時までその営業を営むことができる。

一 都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として当該条例で定める日 当

該事情のある地域として当該条例で定める地域

二 前号に掲げる日以外の日 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い当該条例で定める地域 第十三條に次の二項を加える。

3 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までその時間においてその営業を営むときは、国家公安委員會規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までその時間においてその営業を営むときは、国家公安委員會規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

第十八條中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第五号」に、「第二十二條第五号」を「第二十二條第二項」に、「十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨」を「午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立ち入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨及び当該禁止又は制限の内容」に、「入り口」を「入口」に改める。

第十九條中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第四号」に改める。

第二十一條中「及び前條第一項を」、前條第一項及び次條第二項に改める。

第二十二條の見出しを「(禁止行為等)」に改め、同條第三号中「させ、又は客の相手となつてダンスを」を削り、同條第四号中「日出時を「午前六時」に改め、同條第五号中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第五号」に改め、「(同号の営業に係る営業所に關し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時)」を削り、「日出時」を「午前六時」に改め、同條に次の一項を加える。

2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二條第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとする。この場合、必要な制限を定めることができる。

第二十三條第一項中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第四号」に、「前條」を「前條第一項」に改め、同條第二項中「第二條第一項第七号」を「第二條第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に、「前條」を「前條第一項」に改め、同條第三項中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第五号」に改める。

第二十六條第二項中「第二條第一項第七号及び第八号」を「第二條第一項第四号及び第五号」に改める。

第二十八條第四項中「午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。」を削る。

第四章第二節第三十二条の前に次の一款及び款名を加える。

第一款 特定遊興飲食店営業の規制等

(営業の許可)

第三十一条の二十二 特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(準用)

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条(第四項を除く)、第五条(第一項第三号を除く)

く、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条(第一項を除く)、第十四条、第十五条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二條第一項(第三号を除く)及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四條第一項第五号及び第六号	第二十六條第一項	第三十一條の二十五第一項
第四條第二項第二号	を保全するため特にその設置を制限する必要があるとき	の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容される
第四條第三項	当該廃止した風俗営業と同一の風俗営業の種別の風俗営業で営業所が前項第二号の地域内にあるもの	第三十一條の二十三において準用する前項第二号の地域内になく、かつ、ホテル等内適合営業所に該当しない営業所
第四條第三項第二号イ	、当該滅失前から前項第二号の地域に含まれていた	当該滅失前から第三十一條の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれておらず、かつ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかった

第四條第三項第二号ロ	、当該滅失以降に前項第二号の地域に含まれることとなつた	当該滅失以降に第三十一條の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれないこととなり、かつ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかった
第十三條第二項	前項の規定によるほか、政令	政令
第十三條第三項及び第四項	第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間	深夜
第十四條及び第十五條	その営業	その深夜における営業
第十八條	十八歳未満の者が	午後十時以後翌日の午前零時前の時間においては保護者が同伴しない十八歳未満の者が、深夜においては十八歳未満の者が、
第二十一條	第十二條から第十九條まで、前条第一項及び次条第二項	第三十一條の二十三において準用する第十二條、第十三條(第一項を除く)、第十四條、第十五條、第十八條及び第十八條の二
第二十二條第一項第一号及び第二号	当該営業	当該営業(深夜における営業に限る。)
第二十二條第一項第二号	十八歳未満	午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満
第二十二條第一項第三号	第二條第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること	午後十時以後翌日の午前零時前の時間において保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く

(指示)

第三十一條の二十四 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に關し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、

善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができ。

(営業の停止等)

第三十一條の二十五 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に關し法令若しくはこの法律に基づく条例

の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に對し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店営業を営む者に對し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月(同項の規定により特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、その停止の期間)を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二款 深夜における飲食店営業の規制等

第三十二条第一項を次のように改める。
深夜において飲食店営業を営む者は、営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第三十二条第三項中「第二十二条を」「第二十二条第一項に」「同条第一号を」「同項第二号」に、「同条第四号を」「同項第四号」に、「同条第五号を」「同項第五号」に、「日出時を」「午前六時に」「第二十一条第一号を」「第二十一条第一項第五号」に改め、「(同号の営業に係る営業所に對し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時)を削る。

第三十三条第六項中「日出時を」「午前六時に」

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 平成二十七年五月二十二日

改める。

第三十五条の三第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

第三十六条中、無店舗型電話異性紹介営業を営む者の下に、「特定遊興飲食店営業者」を加える。

第三十六条の二中「無店舗型風俗特殊営業を営む者」の下に、「特定遊興飲食店営業者」を加える。

第三十七条第一項中「性風俗関連特殊営業を営む者」の下に、「特定遊興飲食店営業者」を加え、同条第二項ただし書中「第六号を」「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 特定遊興飲食店営業の営業所

第三十八条第二項中「(性風俗関連特殊営業)の下に」「特定遊興飲食店営業」を加え、同項第一号中「若しくは店舗型電話異性紹介営業を」「店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業」に改める。

第三十八条の二第一項ただし書中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十八条の三の次に次の一号を加える。

(風俗環境保全協議会)

第三十八条の四 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域その他の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして都道府県の条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は当該酒類提供飲食店営業を営む者、少年指導委員、地域住民その他の関係者により構成される風俗環境保全協議会(以下この条において「協議会」という。)を置くように努めるものとする。

2 協議会は、風俗営業、特定遊興飲食店営業

又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業に關し、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に對するこれらの営業による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うものとする。

3 協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、当該事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第三十九条第二項第五号中「第二十四条第六項」の下に「第三十一条の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同項第六号中「第三条第一項」の下に「又は第三十一条の二十二を」「第四号まで」の下に「(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同項第七号中「第九条第一項」「第十条の二第一項及び「第四条第二項第一号」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十一条第一項中「第三十一条の二十一条第二号」の下に「第三十一条の二十五」を加え、同条第二項中「第八号」の下に「(第三十一条及び次条において同じ。)」を、「第十条の二第六項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項において同じ。)」を、「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に「第三十一条の二十五」を加え、同条第四項中「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に「第三十一条の二十五」を加える。

第四十一条の二中「第四条第一項第四号」の下に「第三十一条の二十三において準用する場合を含む。」を加える。

第四十一条の三第一項第一号中「第三条第一

項」の下に「若しくは第三十一条の二十二を」「第七条の三第一項」の下に「(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二号中「第三十一条の二十一第二項」の下に「第三十一条の二十四、第三十一条の二十五第一項」を加え、同条第二項中「無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を」「若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を」に、「若しくは無店舗型性風俗特殊営業を」「無店舗型性風俗特殊営業」に、「風俗営業の」を「風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の」に改める。

第四十二条中「第二十六条第二項」の下に「第三十一条の二十五第二項」を加える。

第四十四条の見出しを「(風俗営業者の団体等)」に改め、同条中「団体」の下に「及び特定遊興飲食店営業者が特定遊興飲食店営業の業務の適正化と特定遊興飲食店営業の健全化を図ることを目的として組織する団体」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国家公安委員会又は公安委員会は、前項の規定による届出をした団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十九条第二号中「第三条第一項」の下に「若しくは第三十一条の二十二を」「第七条の三第一項」の下に「(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第十一条」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に「第三十一条の二十五」を加え、同条に次の一号を加える。

七 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないうで特定遊興飲食店営業を営んだ者

第五十条第一項第一号中「第二十條第十項」の下に「及び第三十一条の二十三」を加え、同項第

三号中「第十条の二第一項の下に」(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)]を加え、同項第四号中「第二十一条第三号」を「第二十一条第一項第三号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「第三十二条第三項」を「第三十一条の二十三及び第三十二条第三項」に改め、同条第二項中「第二十一条第三号」を「第二十一条第一項第三号」に、「第三十二条第三項」を「第三十一条の二十三及び第三十二条第三項」に改める。

第五十一条中「第三十八条第三項の下に」第三十八条の四第三項を加える。

第五十二条第一号中「第二十一条第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「第三十二条第三項」を「第三十一条の二十三及び第三十二条第三項」に改める。

第五十四条第一号中「第五条第一項の下に」(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)]を加え、同条第二号中「第九条第五項後段」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)]」を加え、同条第三号中「第十条の二第二項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)]」を加え、同条第五号中「第二十四条第一項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)]」を加える。

第五十五条第一号中「第六条の下に」(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)]を加え、同条第二号中「第七条の三第三項」の下に「(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。並びに第三十一条の二十三)」を加え、同条第三号中「第二十条第十項」の下に「及び第三十一条の二十三」を加え、同条第四号中「第十条第一項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)]」を加え、同条第五号中「第十条の二第七項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)]」を加える。

第五十七条第一号中「第七条第六項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)]」を加える。

含む。)]」を加え、同条第二号中「第十条第三項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)]」を加え、同条第三号中「第十条の二第九項」の下に「(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)]」を加える。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「新法」という。第三十一条の二十二の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新法第三十一条の二十三において準用する新法第五条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

(経過措置)

第三条 次の各号に掲げる営業に關し、この法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法の規定によりなされている許可の申請その他の行為は、それぞれ

れ当該各号に定める営業に關し、新法の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりなされている許可の申請その他の行為とみなす。

一 旧法第二条第一項第一号又は第二号に該当する営業 新法第二条第一項第一号に該当する営業

二 旧法第二条第一項第三号に該当する営業で新法第二条第一項第二号に該当するもの又は旧法第二条第一項第五号に該当する営業 新法第二条第一項第二号に該当する営業

三 旧法第二条第一項第六号に該当する営業 新法第二条第一項第三号に該当する営業

四 旧法第二条第一項第七号に該当する営業 新法第二条第一項第四号に該当する営業

五 旧法第二条第一項第八号に該当する営業 新法第二条第一項第五号に該当する営業

2 前項各号に掲げる営業を営む者が当該営業に關し、この法律の施行前にした法令若しくは旧法に基づく条例の規定、旧法に基づく処分又は旧法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為は、新法第二十五条及び第二十六条の規定の適用については、それぞれ当該各号に定める営業を営む者が当該営業に關し、法令若しくは新法に基づく条例の規定、新法に基づく処分又は新法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(旅館業法の一部改正)

第六条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「接待飲食等営業」の下に「及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業」を加える。

(建築基準法の一部改正)

第七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)項第二号及び(ロ)項第三号中、「ダンスホール」を削る。

第八条 建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第二(イ)項第三号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(ロ)項第三号(イ)中「トリツトル以上三十トリツトル」を「トリツトル以上三十トリツトル」に改め、同表(ロ)中「〇・七五キロワット」を「〇・七五キロワット」に改め、同表(ロ)中「研磨機」を「研磨機」に、「乾燥研磨」を「乾燥研磨」に、「工具研磨」を「工具研磨」に改め、同表(四)中「研磨」を「研磨」に改め、同表(中)中「〇・七五キロワットをこえる」を「〇・七五キロワットをこえる」に改め、同表(六)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットをこえる」に改め、同表(七)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットをこえる」に改め、同表(九)中「十キロワットをこえる」を「十キロワットをこえる」に改め、同表(十)中「めつき」を「メッキ」に改め、同表(十一)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットをこえる」に改め、同表(十五)中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの」を加え、同表第六号中「若しくは観覧場」の下に「、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加え、同表(イ)項第一号中「、ナイトクラブ」を削り、同表(ロ)項第三号中「、ナイトクラブ」を削り、同表第四号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類す

る政令で定めるもの」に改め、同表(㊦)項中「若しくは観覧場」の下に「ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加える。

(酒税法の一部改正)

第九条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第二十一条第六号(禁止行為)」を「第二十二条第一項第六号(禁止行為等)」に、「第三十二条第三項」を「第三十一条の二十三(準用)及び第三十二条第三項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百一十二号)の項中「第十条の二第三項」を「並びに第十条の二第三項及び第五項(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)」に改める。

理由

最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十七年六月十二日印刷

平成二十七年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇